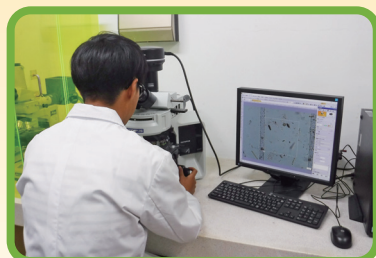


山口県 食の安心・安全推進基本計画

第3次改定版

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度



2023(令和5)年3月

山口県

はじめに

食は、私たちの生命の源であり、健康で心豊かな生活を送るために必要不可欠なものであることから、食の安心・安全の確保は極めて重要です。

このため、県では、平成30年（2018年）11月に「山口県食の安心・安全推進基本計画」の第2次改定を行い、食の安心・安全の確保に向け、生産から消費に至る幅広い分野の施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。



一方で、新型コロナウイルスの流行を契機として、人々の生活習慣が大きく変化する中、ノロウイルス等による集団食中毒をはじめ、異物混入や誤表記による食品の自主回収、輸入アサリをはじめとする大規模な産地偽装事件など、食品の安全性や信頼性が脅かされる事件・事故は後を絶たず、県民の皆様の食の安心・安全に対する関心は更に高まっています。

また、広域的な食中毒事案への対策強化と事業者による衛生管理の向上等を図るため、令和3年（2021年）6月に改正食品衛生法が完全施行され、原則として全ての事業者において、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務化されました。

県では、こうした食をめぐる様々な社会環境の変化に的確に対応するため、令和4年（2022年）12月に策定した「やまぐち未来維新プラン」の重点施策の一つに「食や消費生活の安心・安全の確保」を掲げるとともに、このたび、「食の安心・安全推進基本計画」の第3次改定を行い、HACCPの制度化を踏まえた監視指導體制の強化や、食品表示の適正化に向けた取組の推進等、実効性のある施策を講じることとしました。

今後は、この計画に基づき、県、事業者、消費者が一体となって食の安心・安全を推進し、「安いで希望と活力に満ちた山口県」が実現できるよう取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和5年（2023年）3月

山口県知事
村岡嗣政

目次

第1章 計画改定にあたって

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の基本的事項	1
(1)	目的	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1

第2章 計画改定の背景

1	食品に関する事件・事故の対応	2
	大規模食中毒対策の強化	2
2	食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等	4
(1)	食品衛生法の改正	4
(2)	食品表示法に基づく表示制度	4
(3)	新型コロナウイルス感染症の世界的流行	4
3	食に対する県民の意識	5
(1)	食品に対する不安	5
(2)	食品に対する不安の要因	5
(3)	食品関連事業者に望む取組	6
(4)	消費者に必要な取組	6
(5)	県に望む取組	7

第3章 これまでの取組状況と課題

1	山口県食の安心・安全推進基本計画(第2次改定版)の概要	8
2	目標となる指標の達成状況	8
3	これまでの計画の取組状況と課題	10
(1)	衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進	10
(2)	県民の食品安全に関する理解の促進	10
(3)	生産者・事業者の法令遵守の徹底	10
(4)	監視・検査等による安全確保の徹底	11

第4章 改定の視点

1 計画の構成	12
2 食の安心・安全の確保の推進に向けた重点的な取組	13
（1）自ら実施する衛生管理の充実化や食品表示適正化に向けた取組の促進	13
（2）県民の食品安全に関する理解の促進	13
（3）監視・検査等による安全確保の徹底	13
（4）生産者・事業者の法令遵守の徹底	13

第5章 施策の方向

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～	14
（1）自ら実施する食品の安全確保に向けた取組の促進	14
（2）生産段階での安全性の確保	17
（3）製造・加工、流通段階での安全性の確保	19
2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～	22
（1）食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進	22
（2）関係機関が連携した食品表示の監視	23
（3）リスクコミュニケーションの推進	24
（4）食の安心・安全に関する情報の積極的な発信	25
3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～	27
（1）県民運動の推進	27
（2）食育の推進	28
（3）地産・地消の推進	30

第6章 計画の推進のために

1 体制の整備	31
（1）総合的な推進体制の整備	31
（2）危機管理体制の整備	33
2 計画の推進・点検	34

参考資料

○目標となる指標一覧	36
○改定の経緯	38
○素案に対する県民意見募集の結果概要	39
○山口県食の安心・安全推進条例	40
○山口県食の安心・安全推進条例施行規則	48
○山口県食の安心・安全審議会規則	49
○山口県食の安心・安全審議会委員名簿	51
○用語解説	52

1 計画改定の趣旨

県では、食の安心・安全の確保に向けた取組の一層の推進を図るため、2008(平成20)年12月に、県、「食品関連事業者」、消費者の責務と役割を明確化するとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項を定めた「山口県食の安心・安全推進条例」を制定しました。

この条例に基づき、消費者の視点に立って実効性のある対策を実行するため、2010(平成22)年3月に「山口県食の安心・安全推進基本計画」を策定し、その後、2013(平成25)年3月に第1次改定を、2018(平成30)年11月に第2次改定を行い、本県における食の安心・安全に関する幅広い分野の施策を総合的に推進してきました。

こうした中、近年、「食品衛生法」等の改正をはじめ、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による生活様式の変化や、「SDGs」の理念を踏まえた社会経済全体の構造変革への対応など、食の安心・安全を巡る情勢は大きく変化しています。

このような社会経済情勢の変化や、これまでの取組状況や課題を踏まえて、県政運営の指針となる新たな総合計画の策定に合わせ、第3次改定を行います。

2 計画の基本的事項

(1) 目的

食の安心・安全の確保は、くらしの安心・安全基盤の強化を図る上で極めて重要な課題であることから、本計画に基づき、消費者の視点に立って、幅広い分野の施策を総合的に推進し、本県の住み良さの向上に寄与することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「山口県食の安心・安全推進条例」第8条第1項の規定に基づき、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための食の安心・安全の推進に関する基本的な計画です。

また、策定にあたっては、食の安心・安全に関連するその他の関係計画等と連携・調和を図ります。

(3) 計画期間

計画期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。

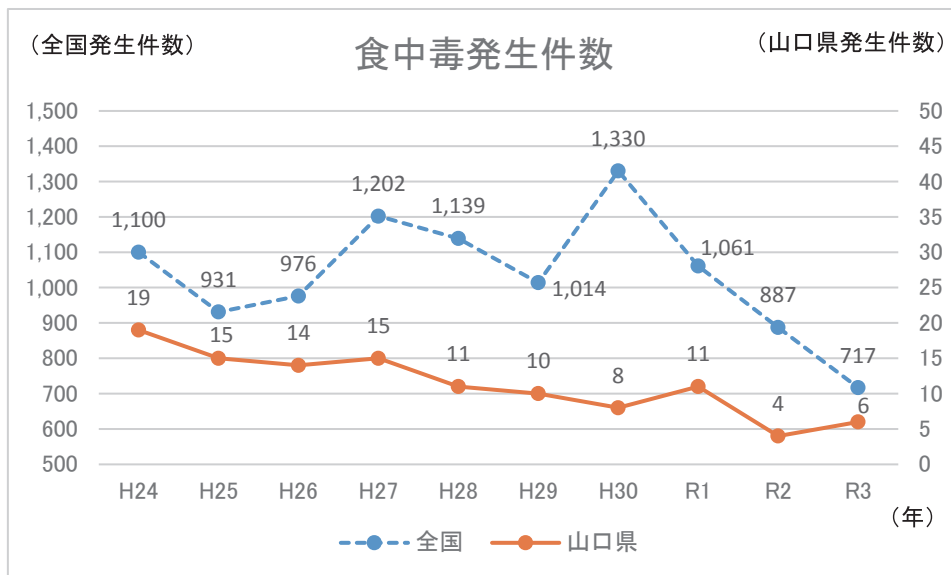
なお、社会情勢の変化や国の制度改正等により、計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合は、「山口県食の安心・安全審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。

1 食品に関する事件・事故の対応

大規模食中毒対策の強化

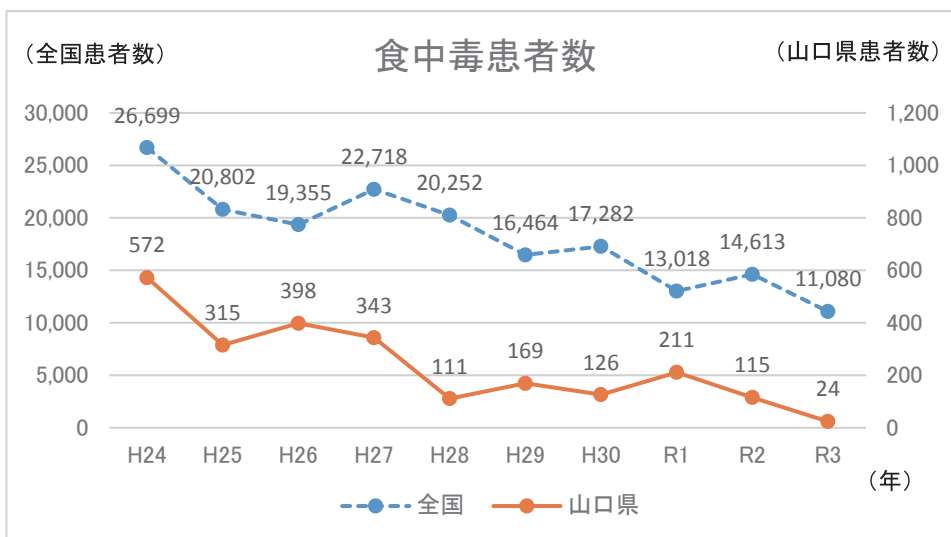
食中毒事件の発生状況は、全国的に減少傾向にあり、山口県内の患者数は、過去10年間で最も少なくなっています。

近年の食中毒の特徴としては、「ノロウイルス」や「カンピロバクター」だけでなく、生の魚介類に由来する「アニサキス」によるものが多く発生しています。また、県内においては、ふぐの自家調理による食中毒も発生しています。



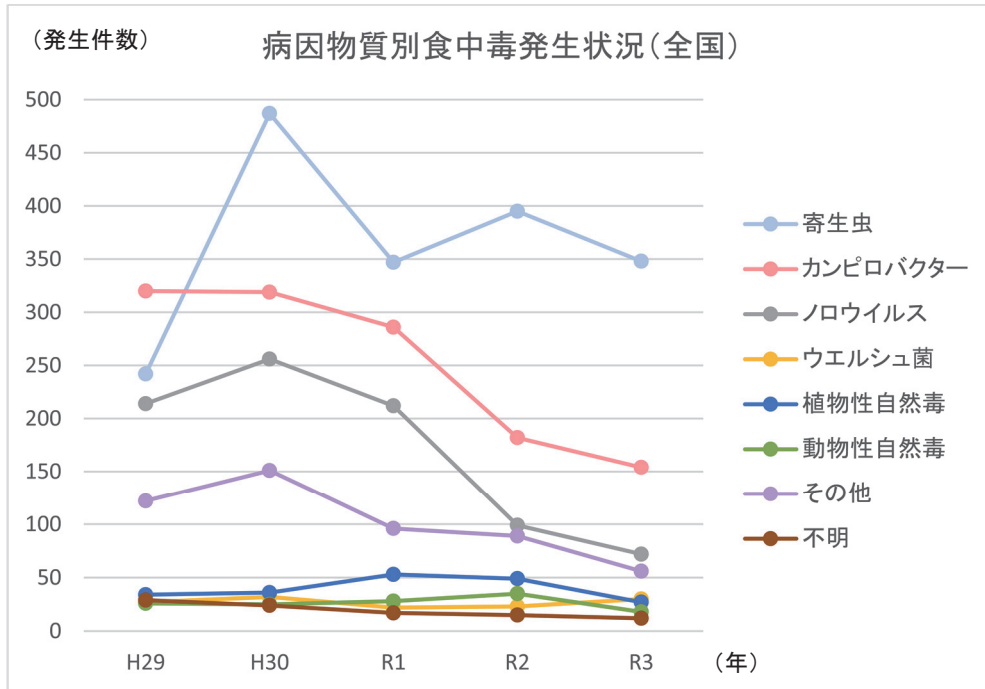
図表 1-1 食中毒発生件数

「食中毒統計資料」(厚生労働省)をもとに作成



図表 1-2 食中毒患者数

「食中毒統計資料」(厚生労働省)をもとに作成



図表 1-3 病因物質別食中毒発生状況(全国)

「食中毒統計資料」(厚生労働省)をもとに作成

図表 1-4 病因物質別食中毒発生件数(山口県)

病因物質	年別件数	H29	H30	R1	R2	R3
	発生件数	発生件数	発生件数	発生件数	発生件数	発生件数
寄生虫	1	0	4	1	1	
カンピロバクター	2	3	2	0	0	
ノロウイルス	4	2	4	1	0	
ウエルシュ菌	1	0	0	0	0	
植物性自然毒	0	0	0	0	0	
動物性自然毒	1	1	0	0	2	
その他	0	1	1	2	2	
不明	1	1	0	0	1	

2 食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等

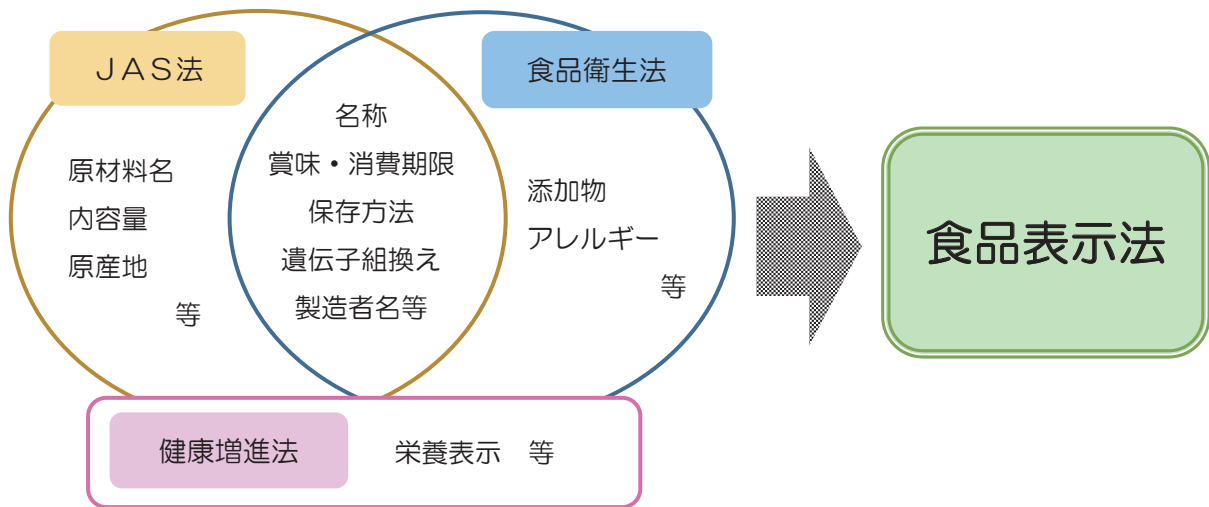
(1) 食品衛生法の改正

我が国の食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応し食の安全を確保するため 2018（平成 30）年 6 月、食品衛生法が改正され「H A C C P」に沿った衛生管理が制度化され、原則として全ての「食品等事業者」は、「H A C C P」に沿った衛生管理を行うことが義務付けられました。（2021（令和 3）年 6 月完全施行）

(2) 食品表示法に基づく表示制度

食品表示については、「J A S 法」、「食品衛生法」、「健康増進法」の 3 つの法律で規定される制度でしたが、これらの食品の表示に関する規定を一元化した「食品表示法」が、2015（平成 27）年 4 月から段階的に施行され、2020（令和 2）年 4 月 1 日から完全に施行されました。

また、2017（平成 29）年 9 月に「食品表示基準」の一部が改正され、原則として全ての加工食品に原料原産地の表示が義務付けられ、2022（令和 4）年 3 月に経過措置期間が終了しました。



(3) 新型コロナウイルス感染症の世界的流行

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、我々の日常生活だけではなく、食を取り巻く環境にも大きな変化をもたらしました。

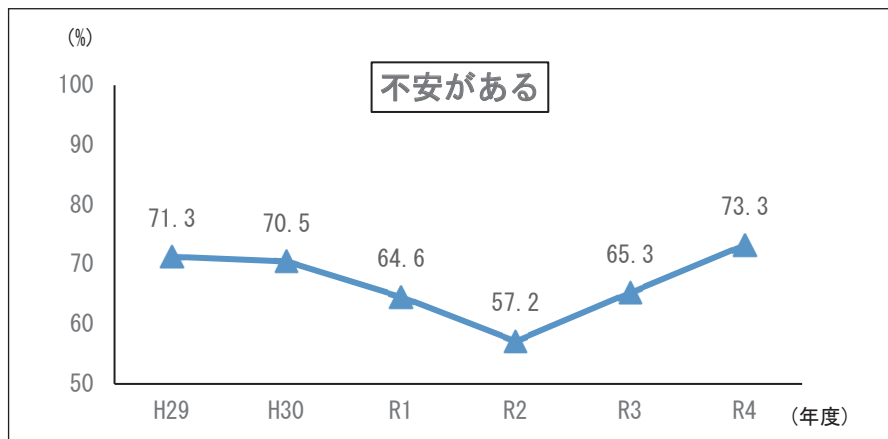
消費者、事業者ともに感染防止のための「新しい生活様式」の実践が求められ、飲食店による持ち帰りや宅配等のサービスが増加しました。

3 食に対する県民の意識

県では、食品の安心・安全について、県民の意識を把握するため、毎年度、県政世論調査を実施しています。

(1) 食品に対する不安

「日常生活における食品に対する不安」について、「非常に不安」、「少し不安」を合わせた「不安がある」と回答した県民の割合は73.3%となっており、令和3年度以降、増加傾向にあります。

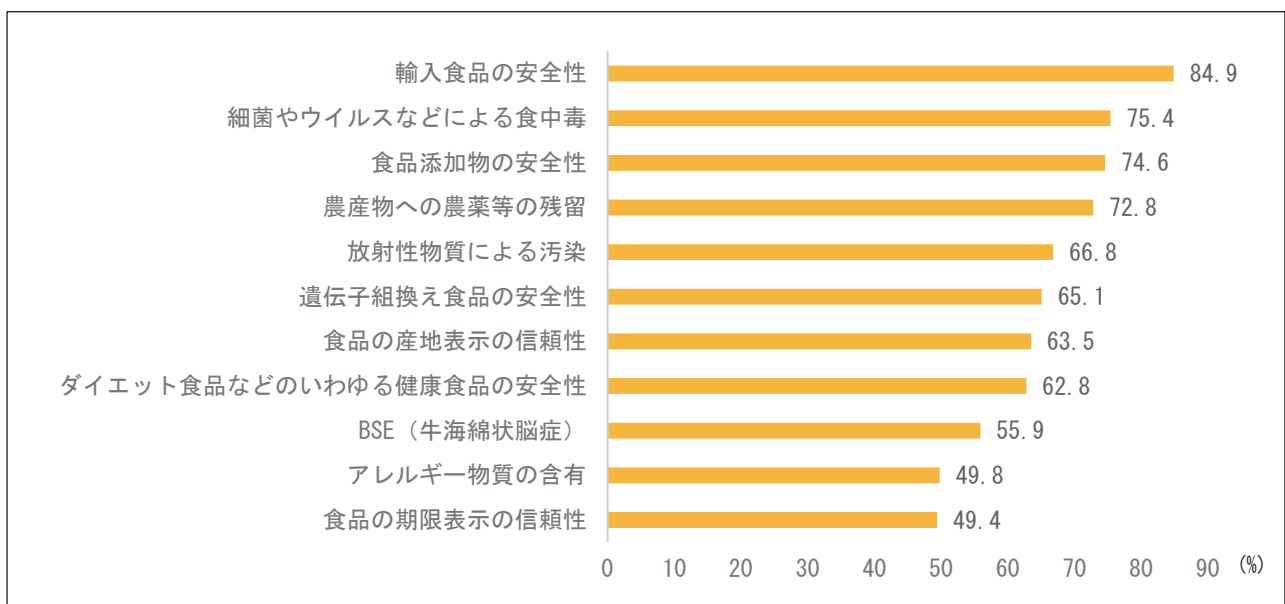


図表 3-1 日常生活における食品に対する不安があると答えた県民の割合

「県政世論調査」(平成29～令和4年度)をもとに作成

(2) 食品に対する不安の要因

不安の要因別では、「輸入食品の安全性」が84.9%と最も高く、次いで「細菌やウイルスなどによる食中毒」(75.4%)、「食品添加物の安全性」(74.6%)の順となっています。

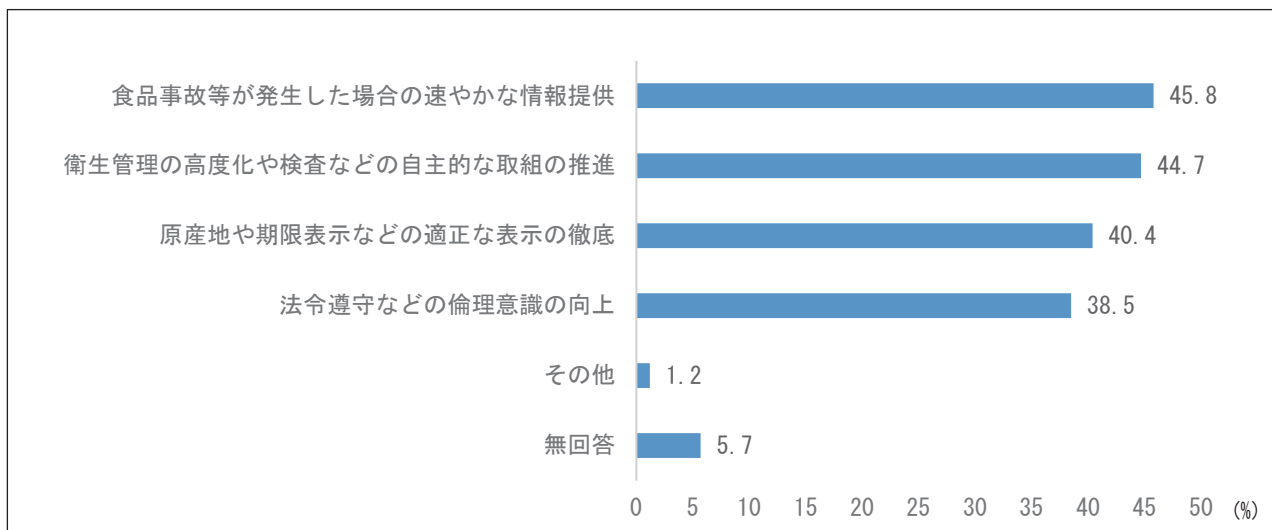


図表 3-2 食品に対する不安の要因

「令和4年度県政世論調査」をもとに作成

(3) 食品関連事業者に望む取組

「食品関連事業者」へは、「食品事故等が発生した場合の速やかな情報提供」が45.8%と最も高く、次いで「衛生管理の高度化や検査などの自主的な取組の推進」(44.7%)、「原産地や期限表示などの適正な表示の徹底」(40.4%)の順となっています。

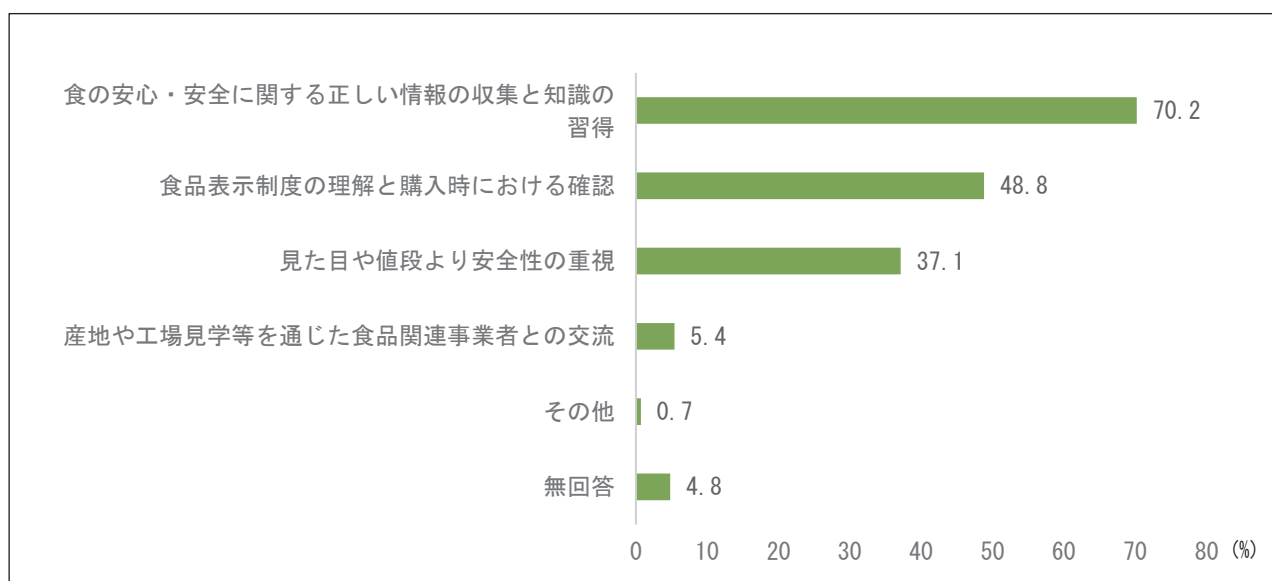


図表 3-3 食品関連事業者に望む取組

「令和4年度県政世論調査」をもとに作成

(4) 消費者に必要な取組

消費者に必要な取組は、「食の安心・安全に関する正しい情報の収集と知識の習得」が70.2%と最も高く、次いで「食品表示制度の理解と購入時における確認」(48.8%)、「見た目や値段より安全性の重視」(37.1%)の順となっています。

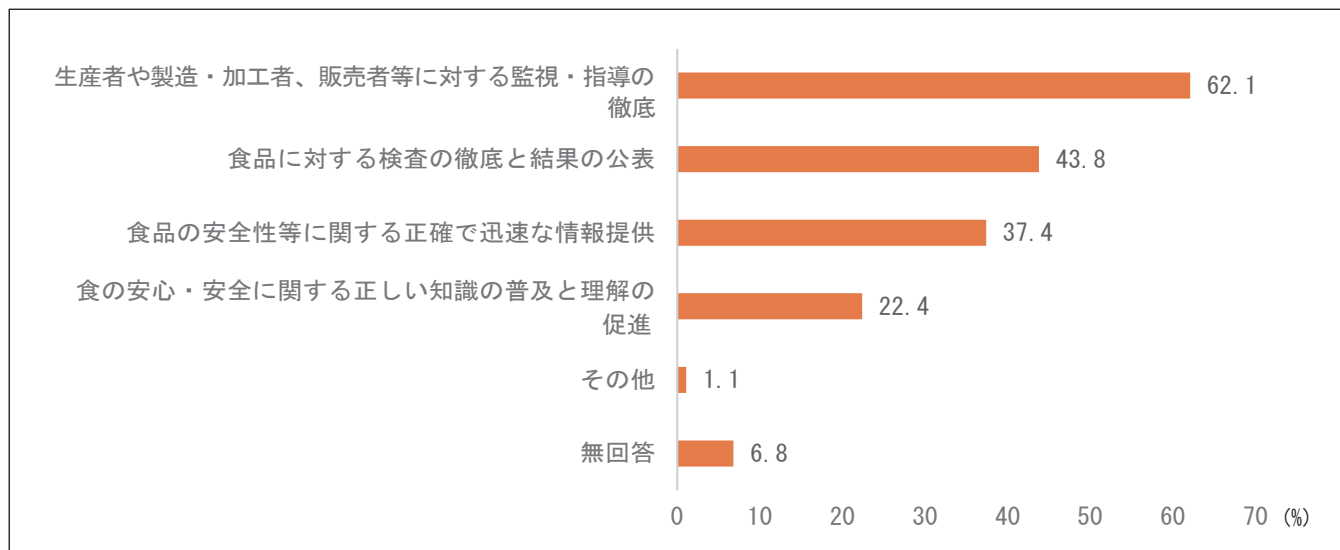


図表 3-4 消費者に必要な取組

「令和4年度県政世論調査」をもとに作成

(5) 県に望む取組

県に望む取組は、「生産者や製造・加工者、販売者等に対する監視・指導の徹底」が62.1%と最も高く、次いで「食品に対する検査の徹底と結果の公表」(43.8%)、「食品の安全性等に関する正確で迅速な情報提供」(37.4%)の順となっています。



図表 3-5 県に望む取組

「令和4年度県政世論調査」をもとに作成

令和4年度県政世論調査（概要）

1 調査目的

県民の生活実感や県政への関心をはじめ、県の広報、各種施策に対する意識などを把握し、今後の県政運営及び施策立案の基礎資料として活用する。

2 調査設計

- (1) 調査地域 山口県全域
- (2) 母集団 18歳以上の男女個人
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 層化二段無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送及びWEBによる回答（調査期間中に協力依頼状を1回発送）
- (6) 調査時期 2022年6月14日（火）～7月4日（月）

3 回収結果

有効回収数（率） 1,368（45.6%）

1 山口県食の安心・安全推進基本計画(第2次改定版)の概要

2018(平成30)年11月に改定した山口県食の安心・安全推進基本計画(第2次改定版)では、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの柱を基本として、これまでの計画に基づく取組等を踏まえ、(1)衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進、(2)県民の食品安全に関する理解の促進、(3)生産者・事業者の法令遵守の徹底、(4)監視・検査等による安全確保の徹底を重点的な取組として設定し、23項目の目標指標を掲げて着実に食の安心・安全を推進してきました。

2 目標となる指標の達成状況

目標となる指標(23項目)の達成状況は次のとおりであり、概ね順調に推移しています。

(A：達成率100% B：達成率70～100% C：達成率70%未満)

※：新型コロナウイルス感染症により進捗に影響が生じた項目

施策の方向	達成率(項目数)		
	A	B	C
1 食の安全			
(1)食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進	2		
(2)生産段階での安全性の確保	4		1
(3)製造・加工、流通段階での安全性の確保	1	1	2※
(4)食品検査の実施			1※
合 計	7	1	4
2 食の安心			
(1)食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進		1※	1
(2)関係機関が連携した食品表示の監視	1	1※	
(3)リスクコミュニケーションの推進		1	1※
(4)食の安心・安全に関する情報の積極的な発信	1		1※
合 計	2	3	3
3 参画と協働			
(1)県民運動の推進		1	
(2)食育の推進	1	1	
合 計	1	2	

【数値目標の達成状況】

指 標 名		基準値	最終値	目標値	達成状況
1 食の安全～生産から消費に至る食品の安全性の確保～					
食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進	HACCP支援チーム支援事業所数（累計）	18 事業所	717 事業所	R3 年度 100 事業所	達成
	HACCPに関する講習会の開催回数	14 回/年	32 回/年	R3 年度 20 回/年	達成
生産段階での安全性の確保	JGAP 認証件数（累計）	12件	40 件	30 件	達成
	鳥インフルエンザモニタリング実施率	100%	100%	100%	達成
	動物用医薬品の使用実態調査実施率	100%	100%	100%	達成
	貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%	100%	100%	達成
	エコやまぐち農産物認証件数	555 件	442 件	650 件	68.0%
製造・加工、流通段階での安全性の確保	食中毒発生件数（過去5年間平均）	13 件	7.8 件	減らす	達成
	食品営業施設の監視指導実施率	86.3%	44.3%	維持する	51.3%※
	輸入食品の安全性に関する県民の不安	83.0%	R4 年度 84.9%	減らす	97.8%
	輸入食品の検査件数	280 件/年	187 件/年	維持する	66.8%※
食品検査の充実	人口 10 万人当たりの食品の検査件数	263 件	149 件	維持する	56.7%※
2 食の安心～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～					
食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進	表示適正事業所数（累計）	5 事業所	5 事業所	20 事業所	25.0%
	食品表示責任者数	2,398 人	1,996 人	2,700 人	73.9%※
関係機関が連携した食品表示の監視	食品表示合同パトロールの実施店舗数	249 店舗/年	187 店舗/年	維持する	75.1%※
	食の安心モニターの委嘱者数（累計）	450 人	R4 年度 700 人	700 人	達成
リスクコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーションの実施回数	38 回/年	21 回/年	45 回/年	46.7%※
	食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	67 人	59 人	維持する	88.1%
食の安心・安全に関する情報の積極的な発信	食の安心・安全メーリングリスト登録者数	2,760 人	2,815 人	維持する	達成
	若い世代を対象とした講習会等への参加者数	295 人/年	84 人/年	500 人/年	16.8%※
3 参画と協働～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～					
県民運動の推進	食品に対する県民の不安	71.3%	R4 年度 73.3%	減らす	97.3%
食育の推進	食育に関心を持っている県民の割合	74.0%	73.8%	90%以上	82.0%
	食品ロス取組協力店舗数（累計）	269 店舗	357 店舗	300 店舗以上	達成

基準値：H29 年度、最終値：R3 年度（一部 R4 年度）、目標値：R4 年度（一部 R3 年度）

※：新型コロナウイルス感染症により進捗に影響が生じた項目

3 これまでの計画の取組状況と課題

(1) 衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進

- 食品衛生法改正により制度化された「H A C C P」に沿った衛生管理の導入に向けた講習会の開催や「H A C C P 支援チーム」による事業者へ支援、事業者が行う研修会への講師派遣、食品表示適正化のための「食品表示責任者」の養成などにより、事業者の自主的な取組を促進しました。
- 「H A C C P」に沿った衛生管理は、取り扱う食品の特性に応じて「食品等事業者」の取組も様々で、また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響もあり、「H A C C P」の導入後も運用に課題を抱える小規模事業者も多いことから、「H A C C P」の適切な運用に向けた「食品等事業者」へのきめ細かな支援が必要です。
- 飲食店における感染防止対策を県が認証する「やまぐち安心飲食店認証制度」を創設し、コロナ防止対策を促進することにより、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進しました。

(2) 県民の食品安全に関する理解の促進

- 事業者や県による積極的な情報発信や、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」等を通じた「食品関連事業者」と消費者との意見交換会の開催により、食に関する理解を促進しました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面型の講習会や意見交換会の開催が困難となったため、オンラインによる工場見学など、感染症対策をふまえた取組が求められます。
- 消費者が食の安心・安全に関心をもち、正しい情報に基づいて、幅広い知識や理解を深めるために、「食品関連事業者」、消費者、県が一体となって、情報共有を図る機会を一層拡大していくことが必要です。

(3) 生産者・事業者の法令遵守の徹底

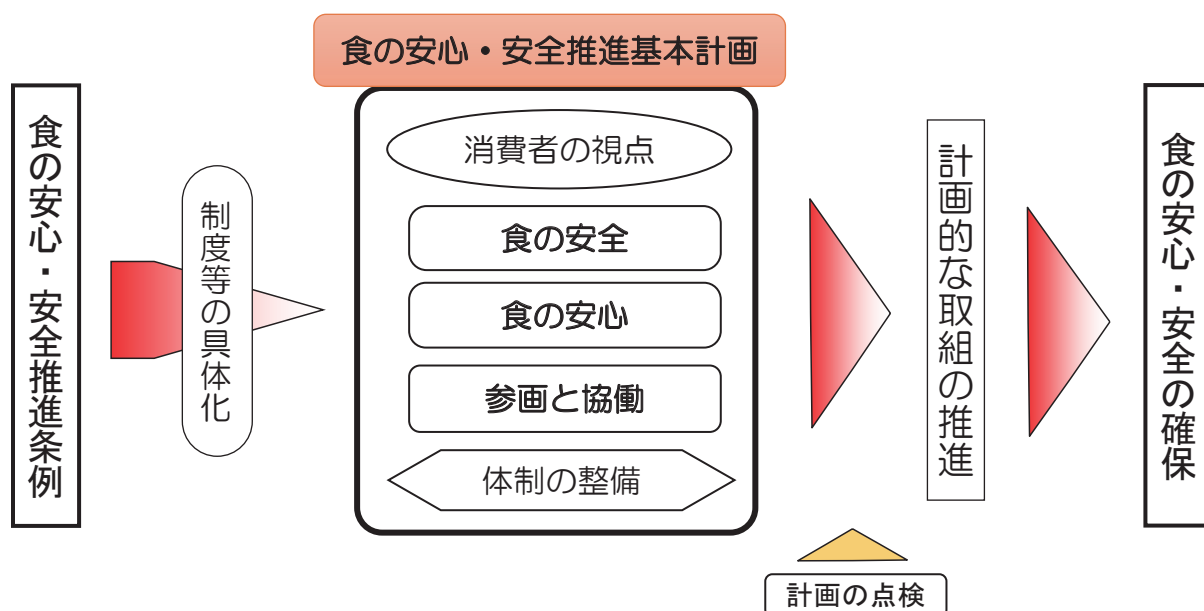
- 立入検査や監視指導、食中毒予防に関する普及啓発等を通じ、生産者・事業者のコンプライアンスの徹底を図りました。
- 食に関する信頼性を確保するため、引き続き、関係法令に基づいた適切な措置を講ずるよう生産者・事業者の法令遵守の徹底に向けた取組を推進することが必要です。

(4) 監視・検査等による安全確保の徹底

- 生産から消費に至る各段階において、関係法令や計画等に基づいた効率的かつ効果的な監視指導や検査等を実施しました。
- 監視指導や検査等が、「H A C C P」に沿った衛生管理の制度化などの新たな制度に対応し効果的に行われるよう、手法や内容等を継続的に見直すことが必要です。
- 食に対する信頼性の向上を図るため、消費者に対し、県による監視指導・検査等の実施状況や実施結果などを、迅速かつ正確に情報提供することが必要です。

1 計画の構成

条例の基本理念である「県民の健康の保護」と「食品の信頼性の確保」が最も重要であるという基本的認識の下、本計画においても、引き続き、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの大きな柱を基本として、消費者の視点に立った取組を推進します。



2 食の安心・安全の確保の推進に向けた重点的な取組

これまでの取組を踏まえ、国の制度改正や今後の課題に的確に対応するため、重点的な取組を設定します。

(1) 自ら実施する衛生管理の充実化や食品表示適正化に向けた取組の促進

事業者自らが、「H A C C P」に沿った衛生管理を適切に運用できるよう、事業者による「衛生管理計画」の見直し、適切な運用に向けた助言、適正な食品表示が行われるための食品表示制度の周知徹底など、事業者の自主的な取組の促進に向けた支援を実施します。

(2) 県民の食品安全に関する理解の促進

事業者による「H A C C P」に沿った衛生管理や表示適正の取組や県の監視・指導の活動などの食の安心・安全に関する情報を、デジタル技術をはじめとする様々な手法を活用し、広く県民に届くよう積極的に発信し、県民の食に対する信頼の確保を図ります。

また、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」等を通じた「食品関連事業者」との連携の強化や、消費者の自主的な活動の支援により、食に関する幅広い理解を促進することにより、「食品関連事業者」、消費者、県が一体となって、食の安心・安全に関する機運を醸成します。

(3) 監視・検査等による安全確保の徹底

「H A C C P」に沿った衛生管理の制度化など、新たな制度を踏まえ、食品の安全性確保に向け、生産から消費に至る一貫した監視指導や検査等を効果的かつ継続的に実施します。

(4) 生産者・事業者の法令遵守の徹底

生産者・事業者が、食の安心・安全の確保に第一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づき、適切な措置を講ずるよう、法令遵守の徹底を図ります。

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

(1) 自ら実施する食品の安全確保に向けた取組の促進

食品の安全性を確保するため、「HACCP」に沿った衛生管理をはじめとした「食品関連事業者」の自主的な取組を促進するとともに、食品の安全性に関する知識と技術の習得を支援します。

① HACCPに沿った衛生管理の啓発の強化

- ・小規模事業者をはじめとする「食品等事業者」が、「HACCP」に沿った衛生管理を適切に実施できるよう、「HACCP指導チーム」を編成し、製造現場等において実践的できめ細かい指導・助言を行います。
- ・県内の食品製造施設で製造された食品の検査結果等をもとに、事業者が取り組む衛生管理について指導・助言を行います。
- ・「食品等事業者」が、「HACCP」に沿った衛生管理を適切に実施できるよう、事業者の取組に応じた講習会を開催します。
- ・従業員向け研修教材の公開やパンフレットの配布、SNS等を通じた情報発信等により、「HACCP」に沿った衛生管理の適切な実施に向けた啓発を行います。
- ・業界団体等が開催する「食品衛生営業許可」の更新講習会等において、「HACCP」に沿った衛生管理の実施に関する実務レベルの講義を行います。

HACCPとは……

Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析・重点管理点）の略。

最終製品を抜取検査する従来の手法とは違い、原材料の入荷から、製造、出荷までのいくつもの工程において、衛生管理をチェックする衛生管理手法のこと。

〈従来方式〉

工程例



〈HACCP方式〉

温度や時間の管理

CCP

異物の検出

継続的な監視・記録

厚生労働省資料をもとに作成

HACCPに沿った衛生管理について

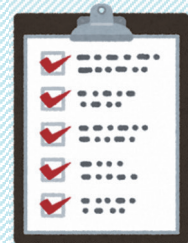
原則として、全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理に取り組みます。

制度の全体像

原則、全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）	
食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）	取扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）
コーデックスのHACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。 【対象事業者】 ◆大規模事業者 ◆と畜場〔と畜場設置者、と畜業者〕 ◆食鳥処理場〔食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。）〕	各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。 【対象事業者】 ◆小規模な営業者等 ・飲食店営業などの食品を調理する営業者 ・食品の取扱いに従事する従業員が50人未満である事業場 など

営業者が実施すること

1. 「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき**衛生管理計画を作成**し、従業員に周知徹底を図る
2. 必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた**手順書を作成**する
3. 衛生管理の実施状況を**記録し、保存**する
4. 衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に（及び工程に変更が生じた際等に）**検証し（振り返り）、必要に応じて内容を見直す**



HACCP方式と従来の製造方法の違いは

従来の抜取検査による衛生管理に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となり、また、原因の追及を容易にすることが可能となるものです。

HACCPを導入した施設においては、必要な教育・訓練を受けた従業員によって、定められた手順や方法が日常の製造過程において遵守されることが不可欠です。



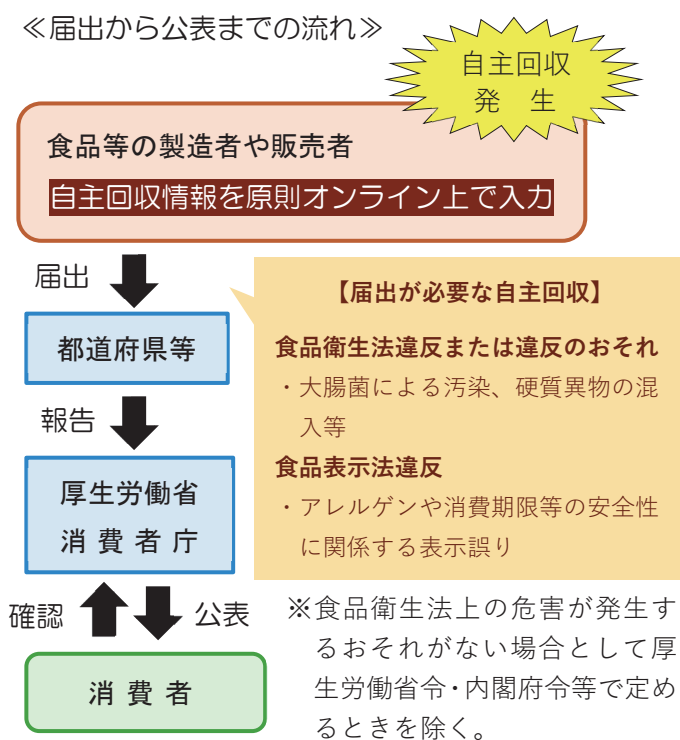
出典：厚生労働省ホームページ（HACCP(ハサップ)）を加工して作成

②人材の育成

- ・「H A C C P」に沿った衛生管理の適切な実施に向け、食品の安全確保の役割を担う「食品衛生責任者」や「食品衛生指導員」を対象として業界団体等が開催する衛生講習会等に「食品衛生監視員」等を講師として派遣します。
- ・「H A C C P」に沿った衛生管理の適切な実施に向け、オンラインによる従業員向け講習会の開催など、調理上の衛生管理の向上に必要な知識の習得に向けた取組を推進します。
- ・県内全「食品等事業者」へ「H A C C P」に沿った衛生管理の適切な実施を促進するため、国や自治体等が開催する「H A C C P指導者養成研修」等に「食品衛生監視員」を派遣し、「食品衛生監視員」の資質向上を図ります。

③自主回収届出制度の徹底

- ・「食品衛生法」及び「食品表示法」に基づく食品等のリコール（自主回収）情報の届出制度により、「食品関連事業者」が行う食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生の防止を図ります。



厚生労働省資料、及び消費者庁資料をもとに作成

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
H A C C P 監視指導の実施率	—	100%
H A C C P に関する講習会の開催回数	32回/年	維持する

(2) 生産段階での安全性の確保

生産段階における食品の安全性を確保するため、生産者・事業者の取組への支援や、法令・制度等の周知徹底、監視指導、検査、その他必要な措置を講じます。

① 農産物の安全性の確保の推進

- ・ 農薬の適正使用に向けた指導やマイナー作物の農薬登録促進、出荷前農産物の残留農薬検査や有害物質リスク低減対策等の取組を推進します。
- ・ 「農薬取締法」に基づいた農薬販売業者への立入検査の実施や「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づいた肥料販売業者への指導を徹底します。
- ・ 「農薬適正使用推進員」や「農薬管理指導士」の養成・登録を推進し、農薬の適正使用を促進します。
- ・ 農業における食品安全、環境保全、労働安全等に係る生産工程管理の取組である「GAP」の推進を通じて、生産段階における安全性確保や衛生管理を一層強化します。



©山口県



登録番号 123456789

J G A P 認証農場マーク



Reg.A123456789

A S I A G A P 認証農場マーク

② 畜産物の安全性の確保の推進

- ・ 家畜伝染病の発生予防対策として、「家畜伝染病予防法」に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守を指導します。
- ・ 家畜伝染病の発生の際に迅速な初動対応が行えるよう、「防疫演習」の実施や必要な防疫資材の備蓄を進めます。



防疫演習

- ・ 「高病原性鳥インフルエンザ」の発生予防のためにモニタリング検査を実施します。
- ・ 畜産農家や診療獣医師を対象に、動物用医薬品の適正使用を指導します。
- ・ 「飼料安全法」に基づき、飼料の適正な製造・販売及び適正使用を指導します。

③水産物の安全性の確保の推進

- ・「全国養殖衛生管理推進会議」への出席、養殖衛生管理に係る研修会の開催、養殖場調査の実施、魚類防疫員等による水産用医薬品の適正使用指導の強化、養殖状況の把握等により、養殖魚介類の疾病リスク管理等の推進を図ります。
- ・「貝毒プランクトン」のモニタリングによる貝毒発生の早期把握に努め、規制値を超えた貝類の出荷自主規制措置等、産地段階におけるリスク管理を適切に実施します。



©山口県



養殖場実態調査

- ・国からの情報収集や研修会への参加により、「新奇有毒プランクトン」に関するモニタリング技術の向上を図ります。
- ・安心・安全な養殖水産物の生産・供給体制を確立するため、魚介類の水産用医薬品残留検査や養殖場実態調査の実施、県内養殖業者向けの研修会の開催等により、水産用医薬品等の適正使用について指導します。

④出荷段階での農林水産物の安全性の確保

- ・条例に基づき、「食品衛生法」に基づく基準を超えて農薬等が残留している農林水産物が市場に流通しないよう出荷を制限します。

⑤生産部局と連携した食肉衛生検査

- ・と畜検査及び食鳥検査においては、家畜生産部局と疾病等に関する情報交換を密に行い、対象疾病を的確に排除します。
- ・「BSE」検査については、国の方針を踏まえて適切に実施します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
国際水準GAPの認証件数（累計）	40件	50件
鳥インフルエンザモニタリング実施率	100%	100%
動物用医薬品の使用実態調査実施率	100%	100%
貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%	100%

(3) 製造・加工、流通段階での安全性の確保

製造・加工、流通段階における食品の安全性を確保するため、「食品関連事業者」が取り組む自主的な活動への支援や、法令・制度等の周知徹底、監視指導、検査、その他必要な措置を講じます。

①食品衛生監視指導計画に基づく効果的な監視指導

- ・食中毒の発生状況等を踏まえ、毎年度策定している「山口県食品衛生監視指導計画」において、「HACCP指導チーム」による監視指導をはじめとする現地調査を強化するなど、「食品等事業者」に対する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施します。



©山口県

②食中毒等の未然防止及び拡大・再発防止

- ・大規模食中毒が発生するおそれがある旅館、弁当調製施設、給食施設等の大量調理施設に対しては、事故の未然防止を図るため、夏期や年末の一斉監視指導等の重点的な監視や衛生講習により、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理の徹底を指導します。
- ・フグによる食中毒を防止するため、ふぐ処理師免許制度により正確な知識と技能を有する者による処理を徹底するとともに、自家調理による食中毒の防止に向けた県民への啓発を行います。
- ・食中毒発生時には、「山口県食中毒処理対策要綱」に基づき、速やかな調査を実施し、被害の拡大・再発防止に努めます。
- ・感染症や毒劇物の混入が疑われる事件については、「山口県健康危機管理要綱」に基づき、関係部局が連携して、迅速かつ適切な対応を図ります。



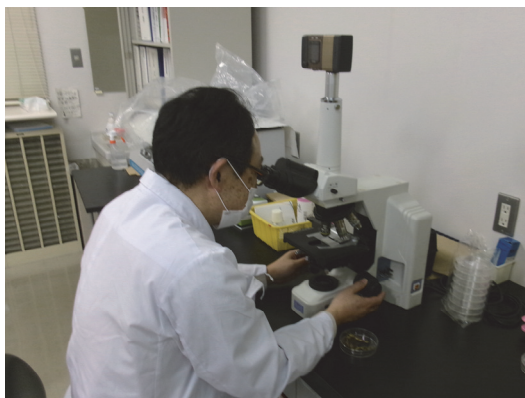
ふぐ処理師試験

③米穀等の適正な流通の確保

- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）及び「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づく指導や検査を実施するとともに、同法について、事業者に対する効果的な普及啓発を実施します。

④県内に流通する食品の安全性の確保

- ・「山口県食品衛生監視指導計画」に基づき、県民の最も大きい不安要因となっている輸入食品をはじめ、県内の食品製造施設や食品販売店等で製造・販売されている食品を収去し、残留農薬、食品添加物、成分規格等の検査を重点的かつ計画的に実施します。



県内流通食品の検査

- ・検査等の結果は、県ホームページ等で速やかに公表します。
- ・輸入食品の安全性を確保するため、輸出国における衛生対策の確立や検疫所における監視指導体制の強化、試験法の開発など、輸入食品の安全性について責任を有する国に対策の強化を要望します。

⑤健康食品等による健康被害の未然防止

- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬事監視の中で、店舗等での販売実態から無承認無許可医薬品に該当する健康食品等は、製造販売元の都道府県に通報及び該当商品の撤去等を行い、消費者の誤解等による健康被害の未然防止を図ります。
- ・また、健康食品等による健康被害情報を収集し、県ホームページ等による注意喚起に取り組めます。

⑥食品検査の信頼性の確保

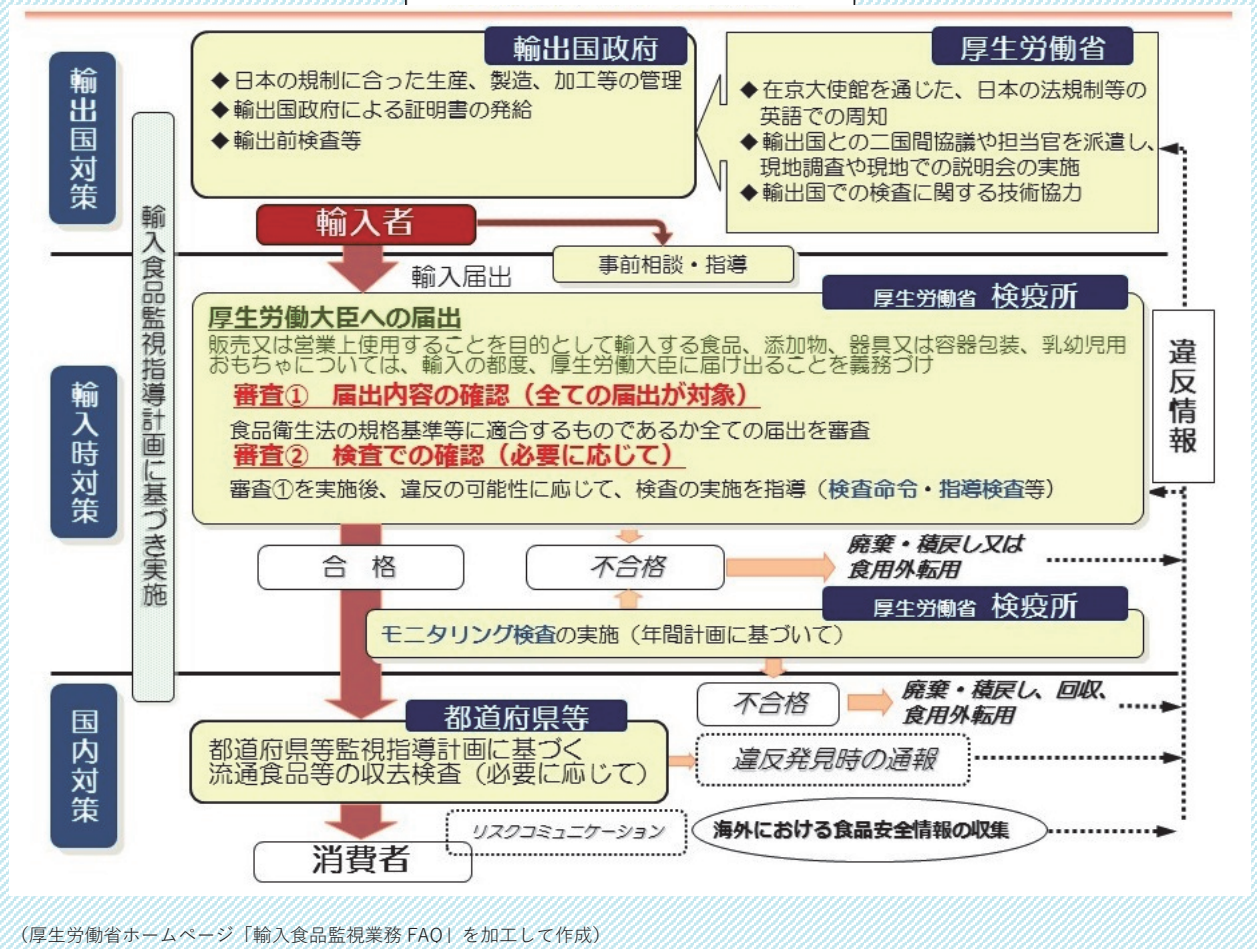
- ・試験検査を行う施設ごとに「G L P」に基づく精度管理を実施するとともに、必要に応じて第三者機関による精度管理調査を行い、試験検査の信頼性の確保に努めます。
- ・今後、導入が見込まれる「ISO/IEC17025」等の国際標準に沿った業務管理に対応し、必要な管理体制や標準作業書等の見直しを行います。

輸入食品の安全性の確保

厚生労働省では、食品衛生法に基づき、毎年度、輸入食品監視計画を策定し、輸入食品の安全性確保対策を講じています。

重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施するため、(1) 輸出国における安全対策、(2) 水際（輸入時）での対策、(3) 国内での対策を実施しています。

輸入食品の監視体制の概要



(厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務 FAQ」を加工して作成)

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食中毒発生件数 (過去5年間平均)	7.8件	減らす
食品営業施設の監視指導実施率	71.4% (令和元年度)※	100%
輸入食品の安全性に関する県民の不安	84.9% (令和4年度)	減らす
収去検査の実施率	98.1% (令和元年度)※	100%

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に係る保健所業務の増加に伴い、監視指導件数が極端に減少したため、基準値を上記年度とする。

2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

(1) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

「食品表示責任者」の養成、「食品表示ステップアップ制度」などを通じて、適正な食品表示に向けた「食品関連事業者」による自主的な取組を支援します。

①事業者の自主管理の取組の促進

- ・「表示適正事業所認定制度」を発展させ、食品表示の管理の体制を段階的に評価する「食品表示ステップアップ制度」を創設し、適正な食品表示の徹底に向けた事業者の取組を促進します。

②人材の育成

- ・「山口県食の安心・安全推進条例」第27条に規定する「食品表示責任者」を養成するため、「食品関連事業者」に対し、食品表示責任者養成講習会等、食品表示に係る関係法令や制度等に関する講習会を開催します。
- ・eラーニングを用いた講習会等、事業者の利便性に配慮した取組により、食品表示の専門的知識を有する人材の育成を促進します。

大切ですよ! 食品表示

食品の表示について定めた「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されています。そこで、県では、事業所内で食品表示の適正化を推進する責任者（食品表示責任者）の育成を支援するため、講習会を実施いたします。また、食品表示の遵守事項を遵守しない事業者には、県において指示、公表を行うことがあります。

食品表示責任者養成講習会受講者募集!

対象 県内食品関連事業者、みやげ物店として食品を販売する事業者（卸を含む）、販売所や道の駅等で惣菜等を販売する生産者等（食品衛生協会会員以外の方も受講できます。）

受講区分 講習会は受講者によって、2種類あります。
 ①食品表示責任者養成講習会（新規）…新たに講習会を受講される方
 ②食品表示責任者養成講習会（更新）…平成31年度、令和元年度に新規又は更新を受講された方

※今年度は講習会の一部をオンライン講習会として開催いたします。オンライン講習会をご利用される方は、日時が指定されていますので、裏面をご覧ください。

内容 ・食品表示責任者制度の概要
 ・食品表示関連法令の概要（食品表示法、健康増進法、無添加表示法等）
 ・食品表示の基本（生鮮食品の表示、加工食品の表示、栄養成分に関する表示等）
 ・実務講習（表示の作成、表示のミスを見つめよう等）

参加費 無料（テキスト代含む）

受講の申込み 受講申込は自由です。会場ごとに定員がありますので、事前に電話で確認のうえ、お申込みください。なお、すべてのオンライン講習会はご自宅からも受講することが可能です。詳しくは裏面記載のURLよりご確認ください。

開催日時・会場・申込先は、裏面をご覧ください。*

山口県・一般社団法人山口県食品衛生協会

令和4年度食品表示責任者養成講習会リーフレット

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食品表示ステップアップ制度参加事業所数（累計）	—	2,500事業所
食品表示責任者数	1,996人	2,700人

(2) 関係機関が連携した食品表示の監視

食品表示について、関係機関が連携して、法令や制度等の周知徹底を図るとともに、効果的な監視指導、助言を行います。

①食品表示制度に関する普及啓発

- ・消費者が適正な食品表示を理解するため、「食の安心・安全お届け講座」等により正しい知識の習得を図ります。
- ・関係法令や制度が変更された場合は、講習会の開催や関係団体への通知、県ホームページへの掲載等により、「食品関連事業者」や消費者へ周知します。

②関係機関と連携した監視指導

- ・通報・相談等については、「山口県食品表示監視協議会」を通じて速やかに関係機関で情報を共有化し、共通認識のもと機動的な対策を講じます。
- ・国、県、市など、関係機関で構成する監視チーム等により、効果的かつ機動的な監視指導を行います。



食品表示監視

③専門的な知識を有する消費者の育成と活動の促進

- ・関係団体と連携した講習会等を通じて、食品表示の専門的な知識を有する消費者である「食の安心モニター」を育成するとともに、県下全域で「食の安心モニター」による食品表示のモニタリングを実施します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食品表示監視実施件数	1,360件/年	維持する
食の安心モニターの委嘱者数(累計)	700人 (令和4年度)	900人

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品の有するリスクについて、生産者・事業者と消費者が意見交換等を実施する機会を提供するとともに、消費者による自主的な取組を促し、相互理解の促進と信頼関係の構築を図ります。

①意見交換会の開催等の自主的な取組の促進

- ・産地見学や工場見学、意見交換等の機会の提供を通じて、生産者・事業者と消費者の相互理解の促進と信頼関係の構築を図ります。
- ・地域コミュニティ活動の一環として、主体的に「食品関連事業者」との意見交換会等を実施する県民を「食の安心コミュニティ活動リーダー」として登録し、研修会等を通じて必要な知識の習得や食に関する情報を提供することにより、県民による自主的な活動の促進を図ります。
- ・「やまぐち食の安心・安全推進協議会」の構成団体による生産者・事業者と消費者の相互理解に向けた意見交換会を開催するなど、その自主的な活動の促進を図ります。
- ・意見交換会等を開催する際には、必要に応じて国や大学等の専門家を活用するなど、内容の充実を図ります。

②オンライン等を活用したリスクコミュニケーションの推進

- ・オンラインによる施設見学や意見交換会等を実施し、「リスクコミュニケーション」の場に参加しやすい環境づくりを進めます。



オンラインによる施設見学

③人材の育成

- ・生産から消費に至るそれぞれの立場での食品のリスクに関する意見を、正しく理解し、「リスクコミュニケーション」を推進できる人材を養成します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
リスクコミュニケーションの実施回数	21回/年	45回/年
食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	59人	維持する

(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

食の安心・安全に関するさまざまな情報の収集に努めるとともに、積極的な情報発信により、食に関する信頼性の向上を図ります。また、食に関する県民からの相談や問い合わせに適切に対応します。

① 正確な情報の収集と積極的な発信

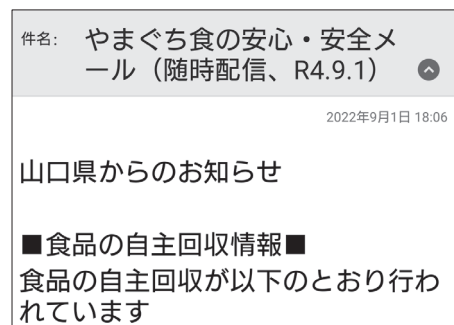
- ・科学的知見に基づく情報や違反食品などに関する情報を収集・整理・分析し、正確な情報を提供します。
- ・国が行う輸入食品検査等の取組や、県が行う食品検査結果等の食の安心・安全に関する県の取組や食品の安全性に関する情報を、県ホームページや「やまぐち食の安心・安全メール」、SNSなどを活用して積極的に発信します。
- ・「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を通じた関係団体への情報提供をはじめ、SNSや図書館などを活用した、若い世代をはじめとした幅広い年齢層に対する情報の発信を行います。

② 迅速な情報の共有化

- ・健康被害事案や自主回収などの緊急情報等については、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」で設置した情報ネットワークや、県ホームページ、SNSなどを活用して、迅速な情報共有を図ります。



食の安心総合情報ホームページ



やまぐち食の安心・安全メール



やまぐち食の安心・安全情報誌

③食に関する正しい知識の普及啓発

- ・「食の安心・安全お届け講座」等の県民を対象とした講習会の開催などを通じて、食に関する正しい知識の普及と理解の促進に取り組みます。
- ・イベント等のさまざまな機会を通じて、食の安心・安全に関する情報を、パネルやリーフレット等を活用してわかりやすく周知します。
- ・「食品衛生月間」（8月）を中心として、子どもや保護者を対象とした「食の安心・安全体験教室」の開催や、幼稚園・保育所への情報発信、SNSを活用した情報発信など、若い世代に向けた情報の発信を行います。



食の安心・安全体験教室

④相談等への適切な対応

- ・「食の安心相談員」の配置、「食の安心ダイヤル」や「食の安心相談室」の設置により、県民からの相談等に適切に対応します。

食の安心ダイヤル・食の安心相談室

食の安心・安全に関する相談・通報に対応する「食の安心ダイヤル」と「食の安心相談室」を開設しています。食の安心・安全に関することであれば、どんなことでも結構です。消費者や、事業者の方など、県民の皆様のご利用をお待ちしています。



©山口県

◆食の安心ダイヤル

- ・電話番号 083-933-3000
- ・受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
(祝祭日・年末年始は除く)

◆食の安心相談室

- ・県庁2階 生活衛生課横（山口市滝町1-1）
- ・受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
(祝祭日・年末年始は除く)

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食の安心・安全の情報発信に係る登録者数	2,815人	4,000人
若い世代を対象とした講習会等への参加者数	636人/年 (令和元年度)※	維持する

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降、講習会等の中止が相次いだため、基準値を令和元年度とする。

3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

(1) 県民運動の推進

「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を中心として、県民自らが知識の習得や理解を深め、「食品関連事業者」や県と一体となって、食の安心・安全の確保に向けた積極的な取組を推進します。

①やまぐち食の安心・安全推進協議会を通じた協働の推進

- ・産地見学や工場見学、意見交換に加え、生産者・事業者の先進的な取組を情報提供するなど、消費者との相互理解の促進と信頼関係の一層の強化を図ります。
- ・輸入食品の安全性や食中毒予防など、消費者の関心が高い事項に関して、構成団体相互の情報交換や効果的な情報提供の手法等の検討を行い、県民の食に関する不安の解消や理解の促進を図ります。

②県民参画の促進

- ・「食の安心モニター」や「食の安心コミュニティ活動リーダー」の育成・活動にSNSを取り入れる等、特に若い世代の県民の参画を促進します。
- ・食の安心・安全の重要性に関する県民の意識を高めるため、「食を考える日」(毎月第3日曜日)を通じて、各種広報媒体やイベント等の活用による普及啓発を実施します。

③デジタル技術を活用した県民運動の推進

- ・オンラインによる施設見学やWEB会議方式による意見交換会の開催の促進などにより、事業者と消費者が相互理解を図りやすい環境づくりを促進します。
- ・デジタルサイネージ等を活用した「食品衛生月間」などの周知・啓発により、家庭も含めた食中毒防止の取組を促し、食の安心・安全に向けた機運を醸成します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
食品に対する県民の不安	73.3%	減らす

(2) 食育の推進

食の大切さを理解し、食に関する正しい知識や判断力を身に付け、生涯にわたり健全な食生活を実践できるよう、市町や関係団体等と連携して「食育」を推進します。

①家庭における食育の推進

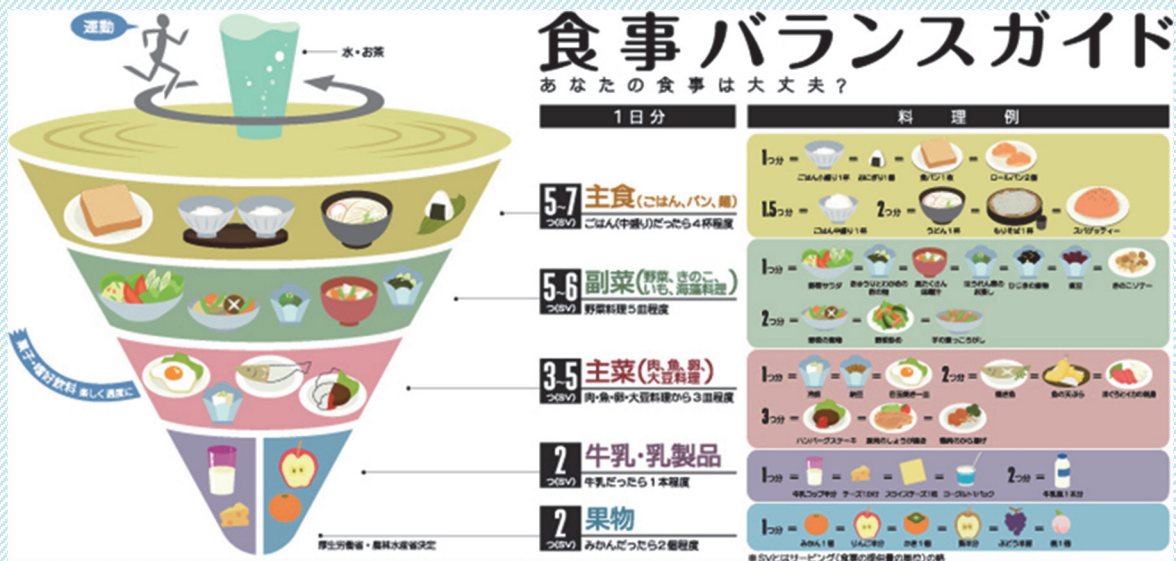
- ・子どもたちが学校等で習得した知識や技能を家庭での実践につなげるよう、学校等での取組について情報発信に努めるとともに、子どもと保護者が共に学べる機会の充実を図ります。
- ・食の楽しさや食に関する基礎知識等を習得する重要な機会である「共食」について、理解の促進を図ります。

②学校、保育所等における食育の推進

- ・健康状態や栄養状態の維持向上等のため、児童生徒が、食に対する正しい知識と食品を選択する能力等を身に付け、家庭での実践を図れるよう、学校と保護者が連携し、食に関する指導の充実を図ります。
- ・保育所において、子どもの生活に沿った柔軟な援助が積極的に行われるよう支援するとともに、保護者が「食育」に関心が持てるような啓発、指導・助言ができる体制整備が行われるよう支援します。

食事バランスガイド

「食事バランスガイド」は、1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際に参考となるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をわかりやすく示したものです。



「基本形 (2,200±200kcal) の場合」

③地域における食生活改善のための取組の推進

- ・健全な食生活を実践するため、「食生活指針」の活用促進を図るとともに、「食事バランスガイド」に基づくイラスト表示を行う飲食店等の取組を促進し、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて取り組めます。
- ・生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向け、健全な食生活が実践できるよう市町や関係機関と協力し、生活習慣の改善に取り組むとともに、乳幼児から高齢者までの各ライフステージに応じた歯科保健分野からの「食育」を推進します。
- ・若い世代に対する「食育」の推進のため、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校等で継続した指導が行えるよう、異校種間の連携した取組を進めます。

④生産者と消費者との交流の促進等

- ・生産者、流通・加工業者、消費者が協働した県産農林水産物の需要拡大に努めるとともに、学校、生産者、生産者団体、加工業者、流通業者等の連携を強化し、学校給食への供給が円滑に行われる体制整備を図り、学校給食の食材として、地場産の農林水産物の使用を促進します。
- ・県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、「山口県食品ロス削減推進協議会」による家庭や外食等での食品ロスを削減する取組を全県的に展開します。



やまぐち3きっちる運動啓発動画

⑤食育推進運動の展開

- ・行政、保健、医療、教育関係者、農林漁業者、「食品関連事業者」、ボランティア等の多様な関係者による主体的な取組を促し、関係者による情報共有や意見交換、連携した取組を促進します。
- ・地域で活動している「食生活改善推進員」等のボランティアによる食育活動が活発に行われ、ボランティア活動に参加する県民が増加するよう市町と連携して取組を支援します。
- ・「食育月間」（6月）や「食育の日」（毎月19日）を中心として、公共メディアや県ホームページ等を通じ、重点的かつ効果的な普及活動を実施します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食育に関心を持っている県民の割合	73.8%	90%以上
やまぐち食べきり協力店店舗数（累計）	357店舗	420店舗以上

(3) 地産・地消の推進

生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策や、学校給食等における県産農林水産物等の利用促進などにより地産・地消の取組を進め、県産農林水産物の需要拡大を進めます。

①販売協力店等 地産・地消推進拠点と協働した需要拡大

- ・「販売協力店」、「やまぐち食彩店」などの「地産・地消推進拠点」の拡大を図ります。
- ・県独自のデジタルツール(デジタルサイネージや「ぶちうま！アプリ」)を活用し、幅広い世代に対し、需要拡大を図ります。



販売協力店「やまぐちコーナー」



ぶちうま！アプリ

②学校給食における地産・地消

- ・「山口県学校給食県産食材利用拡大協議会」等と連携し、普及啓発の促進等、学校給食における地場産食材の使用を促進します。また、生産者等と連携し、地場産食材を活用した給食献立の工夫と食に関する指導により、「食育」の充実に取り組みます。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地産・地消推進拠点の新規設置数	—	100施設 (令和4～8年度累計)

第6章 計画の推進のために

1 体制の整備

(1) 総合的な推進体制の整備

○附属機関の設置と関係部局の連携による体制の整備

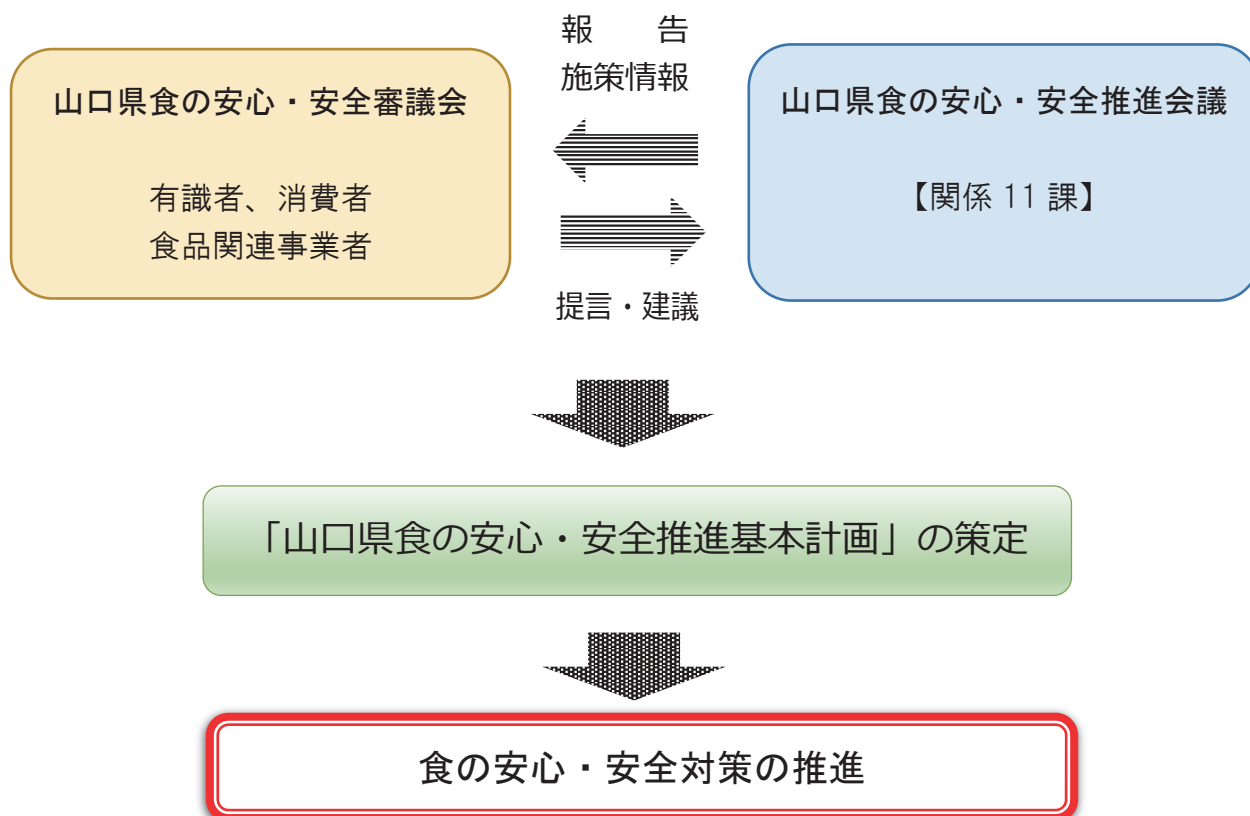
- ・「山口県食の安心・安全推進条例」第30条により、有識者・事業者・消費者から構成する「山口県食の安心・安全審議会」を設置しています。

-
- ◆食の安心・安全に関する重要事項についての調査、審議
 - ◆食の安心・安全に関する施策についての建議

※当審議会の提言等を踏まえて、総合的かつ計画的に政策を推進します。

- ・関係部局で構成する「山口県食の安心・安全推進会議」を設置しています。

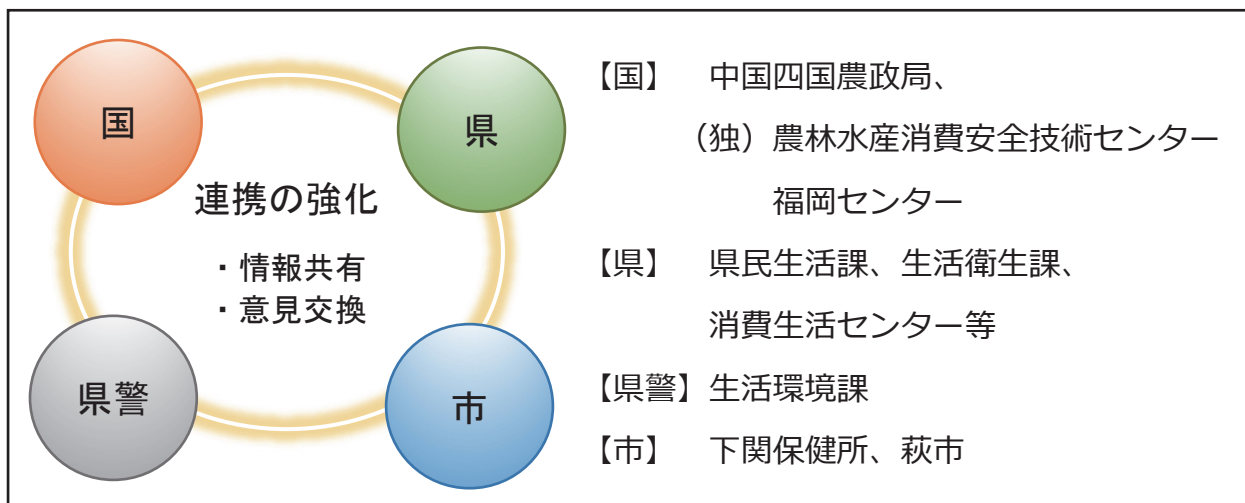
-
- ◆食の安心・安全に関する事案への対応
 - ◆食の安心・安全に関する施策を総合的に策定し実施



○国との連携

- ・関係省庁と連携を図り、情報交換を密にするとともに、施策の実施に当たって相互協力を努めるほか、食の安心・安全対策に関する要望・提案等を行います。
- ・食品表示の適正化を図るため、「山口県食品表示監視協議会」における情報共有や、監視チームによる食品表示の監視を通じて効果的かつ機動的な監視指導を行います。

【山口県食品表示監視協議会】



○他の都道府県、市町との連携

- ・他都道府県や市町とも積極的に連携を図りながら、情報の共有化や県民への広報、監視・指導などに取り組みます。
- ・「九州・山口地域食の安全安心連携会議」において、九州・山口各県における食の安全安心を図るため、情報の交換・伝達、危機事案の検証などを毎年度実施し、危機事案発生時に迅速かつ的確に関係自治体と連携を図って対応する体制を整備します。



九州・山口地域食の安全安心連携会議

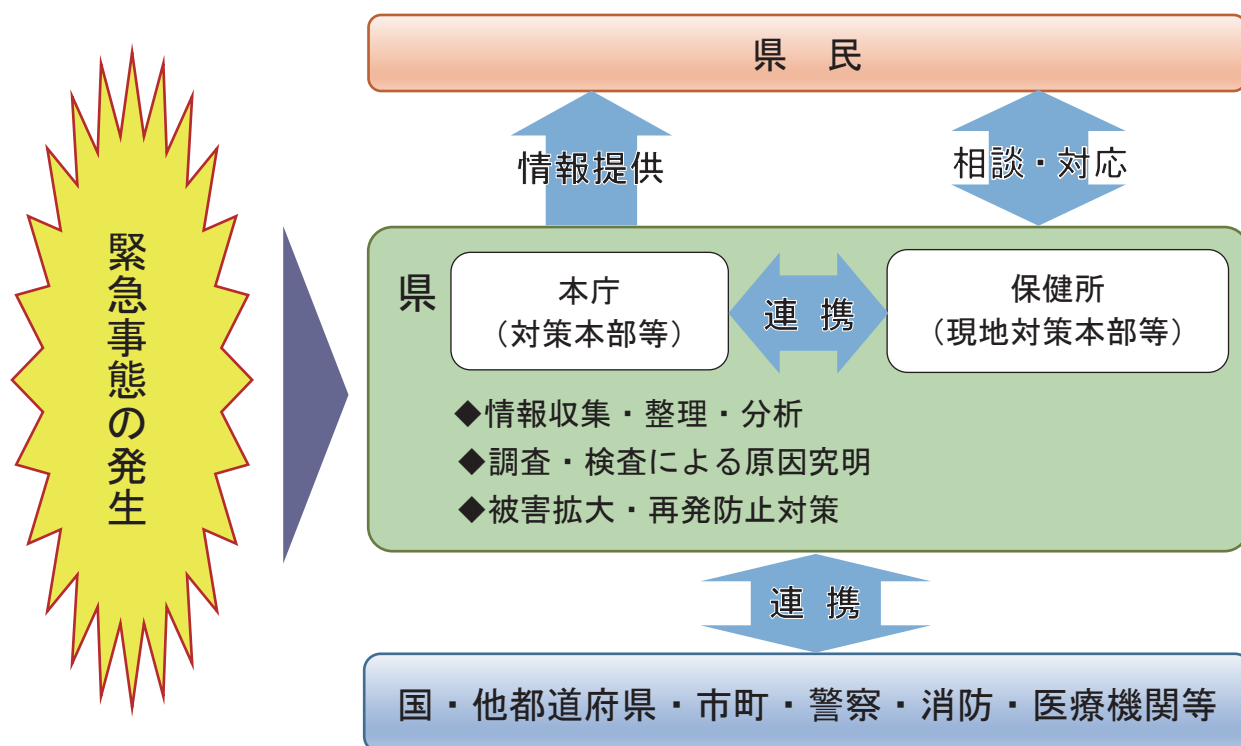
(2) 危機管理体制の整備

○緊急時に備えた体制整備

- ・「山口県危機管理マニュアル」等に基づき、重大な食中毒の発生等、食の安心・安全に関する緊急事態に備えた体制を整備します。

○緊急時事態発生時の的確な対応

- ・広域的な食中毒事案が発生した場合は、拡大防止等のため、国が設置する「広域連携協議会」や「九州・山口地域食の安全安心連携会議」を通じて、国や関係都道府県と連携して迅速かつ適切な対策を実施します。
- ・緊急事態の発生時は、「山口県危機管理対策本部」などを設置し、迅速かつ円滑な対応により、事態の早期収拾に努めます。
- ・大規模な食中毒事案が発生した場合は、「山口県危機管理マニュアル」等に基づき、「大規模食中毒等対策本部」を設置し、国や他自治体等と密接に連携して、効果的かつ機動的な対応を行い、被害の拡大防止を図るとともに、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。
- ・緊急事態発生時には、臨時相談窓口の設置など、県民からの相談や問い合わせに的確に対応し、事態収拾後は、適切な再発防止対策を実施します。



2 計画の推進・点検

○進行管理

有識者等により構成する「山口県食の安心・安全審議会」において、取組の進捗状況や今後の課題等について、情報共有を図った上で審議会委員の意見を聴きながら適正な進行管理に努めます。



山口県食の安心・安全審議会

○施策の点検

計画の実効性を確保するため、県民意識をはじめとした食を取り巻く環境の変化を的確に把握し、取組内容等の点検を行った上で、効果的な施策を実施します。

○取組状況の公表

計画の進捗状況や施策の取組状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に広く公表します。

食の安心・安全推進基本計画(第3次改定版)の取組とSDGsの関連

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献するため、関連した取組を進めます。



参 考 资 料

目標となる指標一覧

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
H A C C P 監視指導の実施率	—	100%
H A C C P に関する講習会の開催回数	32回/年	維持する
国際水準G A P の認証件数 (累計)	40件	50件
鳥インフルエンザモニタリング実施率	100%	100%
動物用医薬品の使用実態調査実施率	100%	100%
貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%	100%
食中毒発生件数 (過去5年間平均)	7.8件	減らす
食品営業施設の監視指導実施率	71.4% (令和元年度)	100%
輸入食品の安全性に関する県民の不安	84.9% (令和4年度)	減らす
収去検査の実施率	98.1% (令和元年度)	100%

2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食品表示ステップアップ制度参加事業所数（累計）	—	2,500事業所
食品表示責任者数	1,996人	2,700人
食品表示監視実施件数	1,360件/年	維持する
食の安心モニターの委嘱者数（累計）	700人 (令和4年度)	900人
リスクコミュニケーションの実施回数	21回/年	45回/年
食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	59人	維持する
食の安心・安全の情報発信に係る登録者数	2,815人	4,000人
若い世代を対象とした講習会等への参加者数	636人/年 (令和元年度)	維持する

3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食品に対する県民の不安	73.3% (令和4年度)	減らす
食育に関心を持っている県民の割合	73.8%	90%以上
やまぐち食べきり協力店店舗数（累計）	357店舗	420店舗以上
地産・地消推進拠点の新規設置数	—	100施設 (令和4～8年度累計)

改定の経緯

年月日	実施内容等
2021(令和3)年 9月2日～ 9月13日	<p>《令和3年度第1回山口県食の安心・安全審議会》※書面開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県食の安心・安全推進基本計画（第2次改定版）の改定に向けた検討について ○見直しが必要な指標や目標値の洗い出しについて
2022(令和4)年 3月25日	<p>《令和3年度第2回山口県食の安心・安全審議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食の安心・安全推進基本計画（第2次改定版）の改定に向けた方向性について
7月26日	<p>《令和4年度第1回山口県食の安心・安全審議会》</p> <p>山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）骨子案について</p>
11月4日	<p>《令和4年度第2回山口県食の安心・安全審議会》</p> <p>山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）素案について</p>
2022(令和4)年 12月21日～ 2023(令和5)年 1月20日	<p>山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）</p>
2月15日	<p>《令和4年度第3回山口県食の安心・安全審議会》</p> <p>山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）最終案について</p>

素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果概要

1 県民意見募集の実施

(1) 募集期間

令和4年12月21日（水）～令和5年1月20日（金）

(2) 閲覧方法

①県庁ホームページ

②文書閲覧（県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター等）

③意見提出方法（郵送、FAX、電子メール）

2 提出意見の内容

45件の意見提出があり、その内容は次のとおりでした。

事 項	件 数
県民の意識調査、これまでの成果に関するもの	4
今後の取組に関するもの	14
わかりやすい記載を求めるもの	7
パブリック・コメント等に関するもの	20

山口県食の安心・安全推進条例

平成20年12月24日公布
平成21年 4月 1日施行
平成20年山口県条例第43号

改正 平成26年10月14日条例第36号
平成27年 7月14日条例第36号
令和 3年 3月16日条例第 8号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 食の安心・安全に関する基本的施策（第8条－第24条）

第3章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置（第25条－第29条）

第4章 山口県食の安心・安全審議会（第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

食は、人の生命と健康の源であり、人が生きていく上で欠くことのできないものである。健全な食生活を維持し、豊かな暮らしを実現するために、食品の安全性の確保は不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼してはじめて、安心して食生活を営むことができる。

本県は、三方が海に開けた豊かな自然に恵まれ、多彩な農林水産物や優れた加工食品の生産地となっている。また、この地では古くから文物が交流し、地域の歴史と伝統に培われた独自の食文化を継承し、育んできた。

一方、科学技術の進歩や国際化の進展に伴い食生活を取り巻く環境が大きく変化している中で、食品の安全性が脅かされ、又は食品に対する信頼が損なわれる事態が相次いで発生している。

こうした事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち山口県民の強い願いであり、県、食品関連事業者及び県民は、食の重要性を十分に認識し、それぞれの責務と役割を果たしながら、互いに協働して、食の安心・安全の推進に地域社会全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、暮らしを安心して豊かなものとし、本県の住み良さを高めるため、将来にわたって食の安心・安全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の安心・安全の推進について、基本理念を定め、並びに県、食品

関連事業者及び県民の責務及び役割を明らかにするとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項並びに県民の健康被害の防止及び食品表示の適正化に必要な事項を定めることにより、食の安心・安全を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全な食品の生産及び供給に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「食の安心・安全」とは、食品が十分な安全性を有しており、かつ、食品の信頼性が維持された状態となるようにすることをいう。
- 2 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- 3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 4 この条例において「食品表示」とは、食品の品質、規格、保存の方法その他に関する表示をいう。

(基本理念)

- 第3条 食の安心・安全は、県民の健康の保護及び食品の信頼性の確保が最も重要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。
- 2 食の安心・安全は、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において、それぞれの関係者が食の安心・安全に関して責任を有することを認識し、適切な措置を講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、情報及び意見の交換その他の交流を通じ、それぞれが担う責務又は役割を相互に理解し、互いの協力の下に取り組むことにより、推進されなければならない。
- 4 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、消費者の意識の変化に的確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する食の安心・安全の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、食の安心・安全に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町との密接な連携を図るものとする。

(食品関連事業者の責務)

第6条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全についての第一義的責任を有していることを認識し、食の安心・安全を推進するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めることができるよう、特に配慮しなければならない。

(県民の役割)

第7条 県民は、自ら進んで食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるよう努め、食品の消費に際しその安全性を損なうことがないよう適切に行動することによって、食の安心・安全の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 食の安心・安全に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、食の安心・安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安心・安全の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食の安心・安全に関する施策についての基本的な方針

二 食の安心・安全に関する施策の推進に関する目標

三 食の安心・安全に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前3号に掲げるもののほか、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(農林水産物の安全性の確保及び信頼性の向上)

第9条 県は、農林産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、できる限り農薬を使用しない農林産物の生産技術の開発及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、畜産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜の伝染性疾病の検査及び監視並びに防疫体制の整備、畜産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、水産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、生鮮の水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、水産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理の高度化)

第10条 県は、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、食品の製造、加工又は調理を行う過程における衛生管理に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

第11条 県は、前条に定めるもののほか、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品表示の適正化)

第12条 県は、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、事業所における食品表示に係る管理の体制に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

第13条 県は、前条に定めるもののほか、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示に係る制度に関し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処)

第14条 県は、食品の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制を整備するものとする。

2 県は、前項の事態への対処について、あらかじめ、その具体的な手順を定めておくよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第15条 県は、食の安心・安全に関する科学的知見に基づく情報その他の情報の収集整理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報を提供するものとする。

(情報及び意見の交換の機会の提供)

第16条 県は、食の安心・安全に関し、食品関連事業者と県民とが相互に理解を深めることができるようにするため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

(県民運動)

第17条 県は、地域社会において食の安心・安全を推進する気運の醸成を図るための県民の運動（以下「県民運動」という。）が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町、食品関連事業者及び県民と連携し、県民運動を促進するための体制の整備に努めるものとする。

(県民の参画)

第18条 県は、食の安心・安全の推進を担うべき高度な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。

2 県は、前項の人材を積極的に活用するよう努めるものとする。

(食を考える日)

第19条 食品関連事業者及び県民は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、食の安心・安全の重要性を認識し、食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 県は、毎年、期間を定めて、食を考える日(前項の規定により食品関連事業者及び県民が定める日をいう。)の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(食育の推進)

第20条 県は、県民が食の安心・安全を実践するためには、食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することが必要であることにかんがみ、食育の推進を図るものとする。

(地産地消の推進)

第21条 県は、地産地消（食品が生産された地域内で当該食品を消費することをいう。以下同じ。）が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する県民の知識及び理解を深め、県民と食品関連事業者との相互理解を促進することにより、食の安心・安全に資するものであることにかんがみ、地産地消を推進するものとする。

(環境への配慮)

第22条 県は、食品の安全性の確保に支障が生ずることを防止するため、環境に及ぼす影響が少ない生産方式の開発及びその普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 県は、食品供給行程の各段階を通じて食品の安全性を確保するための施策を適正に実施するために必要な監視、指導及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 24 条 県は、食の安心・安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置

(県民からの申出に対する措置)

第 25 条 県の機関は、県民から食品が原因となって人の健康に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある旨又は食品表示が適正に行われておらず、若しくは行われていないおそれがある旨の申出があったときは、必要に応じ関係機関と連携して、速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(出荷の制限)

第 26 条 農林水産物を生産し、又は採取する者（これらの者により構成される団体を含む。）は、食品衛生法第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

(食品表示責任者)

第 27 条 県の区域内に事業所又は事務所を有する食品関連事業者（食品の輸入、製造、加工又は販売を行う者に限る。）は、その営業に係る事業所又は事務所ごとに、食品表示に関する責任者（以下「食品表示責任者」という。）を置くよう努めるものとする。

2 前項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、食品表示責任者に次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 当該事業所又は事務所において取り扱う食品の食品表示が適正に行われるように、その食品の輸入、製造、加工又は販売に従事する者を監督すること。

二 役員、使用人その他の従業者に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。

三 当該事業所又は事務所における食品表示に関し、食品関連事業者に対して、必要な意見を述べること。

3 第 1 項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、前項第 3 号の規定による食品表示責任者の意見を尊重しなければならない。

(立入検査等)

第 28 条 知事は、第 25 条及び第 26 条の規定の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、当該食品関連事業者の営業所、

事務所その他の事業場に立ち入り、食品、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において食品、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第29条 知事は、第26条に規定する者が同条の規定に違反して同条に規定する農林水産物を出荷した場合には、その者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第3章第3節の規定の例による。

第4章 山口県食の安心・安全審議会

第30条 食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議並びに食の安心・安全に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第36号）抄

（施行期日）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に着手された改正前の山口県食の安心・安全推進条例第 27 条第 1 項に規定する食品の回収（以下「施行前食品回収」という。）については、同条例第 2 条第 5 項、第 27 条、第 29 条及び第 30 条の規定は、なおその効力を有する。

（山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年山口県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

山口県食の安心・安全推進条例施行規則

平成21年 3月31日公布
平成21年 4月 1日施行
平成21年山口県規則第37号

改正 平成27年 7月14日規則第56号
令和元年 6月28日規則第 2号
令和 3年 3月16日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例（平成20年山口県条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第2条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例（令和3年山口県条例第8号）附則第2項に規定する施行前食品回収については、改正前の山口県食の安心・安全推進条例施行規則第2条から第4条まで、別記第1号様式及び別記第2号様式の規定は、なおその効力を有する。

山口県食の安心・安全審議会規則

平成21年 3月31日公布
平成21年 4月 1日施行
平成21年山口県規則第36号

改正 令和 3年 3月16日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例（平成20年山口県条例第43号）第30条第4項の規定に基づき、山口県食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第3項及び第4項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第18号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

山口県食の安心・安全審議会 委員名簿

委員数：12人

任 期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

氏 名	団体・所属機関等
岩 崎 喜美子	公 募
岩 崎 美 穂	山口県消費者団体連絡協議会 事務局長 副会長 (生活協同組合コープやまぐち 常任理事)
折 込 正一郎	山口県農業協同組合 代表理事専務
河 村 千鶴子	山口県地域消費者団体連絡協議会 常任理事
河 村 昌 子	公 募
藤 田 貴 史	(一社)山口県食品衛生協会 副会長
藤 田 健	山口大学経済学部 准教授 会 長
古 下 学	水産大学校食品科学科 准教授
松 村 豊	山口県食品産業協議会 会長
家根内 清 美	山口県食生活改善推進協議会 会長
渡 邊 朝 子	山口県立大学看護栄養学部 教授
渡 辺 英 典	山口県漁業協同組合 参事

(五十音順)

用語解説（五十音順）

用語	解説
あ行	
ISO/IEC17025	試験所及び校正機関が特定の試験又は校正を実施する能力があるものとして認定を受けようとする場合の一般要求事項を規定した国際的な標準規格です。
新しい生活様式	国の専門家会議より示された、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を取り入れた生活様式のことです。
アニサキス	寄生虫の一種で、幼虫（体長2～3cm）は、サバ、アジ、サンマ等の魚介類の主に内臓表面に寄生します。それらの魚介類を生（不十分な冷凍又は加熱のものを含む）で食べることで、幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒を引き起こします。
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止を目的とした法律です。
衛生管理計画	食中毒等の食品に起因する危害を未然に防止するために施設で取り組む衛生管理の計画です。一般的な衛生管理のための取組と、取り扱う食品に応じて行う取組が含まれます。
エコやまぐち農産物	化学農薬・化学肥料を不使用、または県慣行基準より50%以上低減して生産された農産物を県が認証したものです。
SDGs	Sustainable Development Goalsの略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標のことです。 SDGsは、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも、経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げています。
か行	
貝毒プランクトン	貝毒の原因となる毒素を持ったプランクトンです。
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病の発生の予防とまん延の防止により畜産の振興を図り、畜産経営の安定に資することを目的とする法律です。

用語	解説
カンピロバクター	家畜、家きん類等の腸管内に生息する細菌で、食肉（特に鶏肉）、臓器や飲料水を汚染します。加熱不十分な食肉（鶏肉）が食中毒の原因となることが多く、近年、食中毒発生件数の上位を占めています。症状が出るまでの潜伏期間が1～7日とやや長いことが特徴です。
GAP	「Good Agricultural Practice」の略で、「工程管理に基づく品質保証」の考え方を生産現場に導入し、食品事故等を未然に防ぐための生産工程管理の手法です。
九州・山口地域食の安全安心連携会議	九州、山口各県の食の安全安心に係る連携を促進するため、各県の取組状況についての情報交換や危機発生に備えた情報伝達訓練を行うなど、9県の食の安全安心の確保に資することを目的としています。
共食	一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人など誰かと食卓を囲んで、共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることです。
健康増進法	国民の健康の増進を総合的に推進するための基本的な事項を規定し、必要な措置を講じることで、国民保健の向上を図ることを目的とした法律です。
広域連携協議会	広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止等のため、国と関係自治体の連携や協力の場として、地域ブロックごとに厚生労働大臣が設置するものです。緊急を要する場合には、この協議会を活用して広域的な食中毒事案への対応が行われます。
高病原性鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスの感染による家きんの病気の1つで、高い致死性と強い伝播性があります。
コーデックス	正式には「Codex Alimentarius」で、食品規格という意味を持ちます。国連の専門機関である国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が合同でつくる国際的な食品規格で、現在、世界的に通用する唯一の食品規格です。
国際水準GAP	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理の5分野の生産工程管理に取り組む手法のことです。

さ行

GLP	「Good Laboratory Practice」の略で、食品衛生検査施設の設備、試薬等の適正保管・管理、検査項目ごとの標準作業手順、検査精度の管理、検査成績書の発行の適正管理、データ管理、検体の保管等について具体的に規定したものです。食品の収去から検査成績書発行までの全工程にわたる食品衛生検査施設の業務管理を行い、検査データの信頼性を確保します。
-----	--

用語	解説
J G A P	「Japan Good Agricultural Practice」の略で一般財団法人日本GAP協会の運営するGAPです。第三者機関の審査により、JGAPが正しく導入されていることが確認された農場は、JGAP認証が与えられます。
J A S 法	「日本農林規格等に関する法律」の通称で、食品・農林水産品やこれらの取扱い等の方法などについての規格（JAS）を国が制定し、JASを満たすことを証するマーク（JASマーク）を当該食品・農林水産品などに表示できる制度（JAS制度）を主な内容としています。
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）	米穀出荷・販売事業者に対し、加工用米などの用途が限定された米穀を、その定められた用途にのみ使用することや、他の米穀との明確な区分管理を行うこと等を義務付けた法律です。
飼養衛生管理基準	家畜伝染病予防法で定められている家畜の所有者が守るべき飼養衛生管理の基準です。
食育	食に関する様々な経験を通じて健全な心と体を培い、食に対する感謝の気持ちを育むことです。
食育月間	関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るため、食育推進基本計画により、毎年6月を「食育月間」と定めています。
食育の日	一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、食育推進基本計画により、毎月19日を「食育の日」と定めています。
食事バランスガイド	1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくコマのイラストで示したものです。
食生活改善推進員	市町村が開催する「食生活改善推進員養成講座」を修了した後、それぞれの市町村食生活改善推進協議会に属して、地域において食を通じた健康づくりのための活動を行っているボランティアです。
食生活指針	国民一人一人が健全な食生活の実践を図ることができるよう、厚生労働省、農林水産省、文部科学省が連携して策定した指針です。食料生産・流通から食卓、健康へと幅広く食生活全体を視野に入れ、作成されています。
食の安心・安全お届け講座	食の安心・安全について、県民が正しい知識と理解を深めることができるよう、要望等に応じて専門の職員（食品衛生監視員等）を派遣して開催する出前講座です。

用語	解説
食の安心・安全体験教室	食品衛生月間を中心として、子どもや保護者に対し、食中毒発生の予防に向けた注意喚起や消費生活情報の提供を行うことより、県民の食の安心・安全に関する知識の習得と理解の促進を図るために開催する教室です。
食の安心コミュニティ活動リーダー	食に関する専門的な知識を有し、事業者と消費者とのリスクコミュニケーションを仲介する県民をリーダーとして県に登録しており、事業者との意見交換会の企画・開催等に自主的に取り組んでいます。
食の安心相談員	「食の安心・安全」に関する相談・通報に適切に対応するため、専門の職員を県東部・西部に各1名配置しています。
食の安心相談室	「食の安心・安全」に関する相談・通報に専門の職員が対応します。 ○食の安心相談室 (場 所) 県庁2階 生活衛生課内 (受付時間) 月～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始は除く)
食の安心ダイヤル	食の安心安全相談室(県庁)に設置している専用の回線です。食の安心・安全に関する相談・通報に、専門の職員がお答えします。 ○食の安心ダイヤル 083-933-3000
食の安心モニター	県民と協働して食品表示の適正化や食品の安全性の確保を図るため、県の取組に対して積極的に協力する県民を「食の安心モニター」として委嘱し、食品のモニタリングを実施しています。
食品衛生営業許可	食品衛生法に基づき、飲食店等のように公衆衛生に与える影響が著しい営業(32業種)を営むには県知事等の許可が必要です。また、この許可に際しては、5年を下らない有効期間等の必要な条件がつけられています。
食品衛生監視員	食品衛生法に基づき、国や都道府県などの職員のうち、一定の資格を有する者が任命されるもので、飲食に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する監視指導等を行います。
食品衛生月間	食中毒発生の未然防止と食品衛生管理の向上を図るとともに、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションを推進するため、消費者を対象とした講習会や食中毒発生予防キャンペーン等を集中的に実施する月間です。
食品衛生指導員	県内の食品関係営業者で組織する一般社団法人山口県食品衛生協会が委嘱をする者で、営業施設の巡回指導、食中毒予防の広報活動、営業許可事務についての相談等の活動、商品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発などを行います。

用語	解説
食品衛生責任者	食品の製造・加工、調理及び販売や飲食店など、食品を扱う営業所での衛生管理のために施設ごとに設置することが、食品衛生法施行規則で義務付けられているもので、その施設、設備の衛生管理、従業員の衛生教育などを行うこととされています。
食品衛生法	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的として、食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、営業施設の基準などが規定されています。
食品関連事業者	食の安心・安全推進条例で定義する生産者・事業者です。具体的には、農林水産業の生産資材、食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入または販売、その他事業活動を行う事業者となります。
食品等事業者	食品衛生法に基づく食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人です。
食品表示基準	食品表示法に基づき、食品を消費者が安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めたものです。
食品表示合同パトロール	食品表示に対する県民の信頼を確保し食品表示が適正に実施されるよう、県生活衛生課、保健所、中国四国農政局等で構成する監視チームが、県内のスーパー等をパトロールし食品表示の確認及び適正表示の指導を実施します。
食品表示ステップアップ制度	食品表示適正化に向け、新たに創設する制度です。食品関連事業者の食品表示の管理体制を段階的に評価します。
食品表示責任者	食の安心・安全推進条例において、県内に事務所または事業所を持つ食品関連事業者は「食品表示に関する責任者」を設置するよう努めることとしています。
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度のことであります。
食を考える日	食の安心・安全推進条例において、毎月第3日曜日を標準として毎月1回以上「食を考える日」を定め、食の安心・安全の重要性を認識し、知識と理解を深める取組をするよう努めることとしています。

用語	解説
飼料安全法	飼料と飼料添加物の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする法律です。
新奇有毒プランクトン	動物等にとって有毒な物質を生産する、これまでに見られない新しい種類のプランクトンです。
全国養殖衛生管理推進会議	魚病に関する問題や最新情報を共有し、養殖衛生管理対策を総合的に推進することを目的とした全国会議です。

た行

大規模食中毒等対策本部	大規模食中毒等、重大な健康被害が想定される事象が発生した際に、実態の把握、被害の拡大及び再発防止を円滑、かつ迅速に処理するため、山口県食中毒処理対策要綱に基づき設置されます。
大量調理施設衛生管理マニュアル	1997（平成9）年3月に、厚生省（現：厚生労働省）が集団給食施設等における食中毒を予防するために、作成、公表したマニュアルです。HACCPの概念に基づき、調理工程における重要管理事項等が示されています。同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する施設に適用されます。
地産・地消推進拠点	県産農林水産物の販売に積極的に協力する、販売協力店、やまぐち食彩店等です。

な行

農薬管理指導士	農薬の販売または防除等に携わる者で、農薬取締法や毒物劇物取締法等関係法令を遵守し、農薬の取り扱いに関して自ら範を示すとともに、農薬取扱者及び農薬使用者に対して適切な指導、助言をする者です。
農薬適正使用推進員	農薬に関する知識を修得し、自らが農薬の適正使用を実践するとともに他の農業者にその知識や取組を広めるリーダーとなる農業者です。
農薬取締法	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及び安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした法律です。
ノロウイルス	食品中では増えず、人の腸内で増殖するウイルスで、感染力が強いことが特徴です。潜伏時間は24～48時間で、主症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱です。食中毒の主な原因は、ウイルスを蓄積した二枚貝を生又は十分加熱しないで食べた場合や、二次汚染された食品を食べた場合です。

用語	解説
は行	
H A C C P	<p>「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略で「ハサップ」などと呼ばれています。アメリカで開発された高度な衛生管理手法で、最終製品を抜き取り検査する従来の方法とは違い、原料の受入れから製造・出荷までの全工程において危害防止につながるポイントをリアルタイムで監視・記録することにより、すべての製品が安全であることを確保するシステムです。</p>
H A C C P 支援チーム	<p>H A C C P 導入を目指す事業者に対し、H A C C P プランの作成、運用に関する技術的、専門的な助言・支援を展開するため、学識経験者及び県の各保健所の食品衛生監視員等により編成したチームです。</p>
H A C C P 指導者	<p>H A C C P に沿った衛生管理の導入支援と検証を適切に実施し、食品衛生監視員に対し指導的な立場となる者です。</p>
H A C C P 指導チーム	<p>事業者がH A C C P に沿った衛生管理を適切に運用できるよう、監視指導に際してきめ細かい指導助言を行うため、生活衛生課職員と各保健所の食品衛生監視員で編成するチームです。</p>
販売協力店	<p>県産農林水産物等を陳列した「やまぐちコーナー」を常設し、積極的に販売に協力する量販店です。</p>
B S E (牛海綿状脳症)	<p>「Bovine Spongiform Encephalopathy」の略で牛の病気の一つです。B S E を発症した牛は、異常プリオンたん白質 (PrPSc) が主に脳に蓄積し、神経細胞が壊死・空胞変性を起こし、脳の組織がスポンジ状になります。その結果、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられています。</p>
表示適正事業所認定制度	<p>食の安心・安全推進条例に基づき、食品表示の適正化を推進するため、適正表示に関する管理体制基準を満たしている食品取扱事業所（製造業、販売業等）を知事が認定する制度です。</p>
肥料の品質の確保等に関する法律	<p>肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。</p>
ぶちうま！アプリ	<p>やまぐちの農林水産物需要拡大協議会が開発した「スマホ用アプリ」のことで、地産・地消推進拠点の位置検索や購入・来店によるポイント獲得機能等により、県産品の購入や飲食を促進するものです。</p>

用語	解説
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (米トレーサビリティ法)	米穀等について、問題発生時に流通ルートを手早く特定するため、取引等の記録を作成・保存すること及び産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けた法律です。
防疫演習	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した際に、関係者が連携し、迅速かつ適切に対応するため事前に行っている演習です。

や行

やまぐち安心飲食店認証制度	飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策の充実及び県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進するため、飲食店の感染防止対策を県が認証する制度です。
山口県学校給食県産食材利用拡大協議会	学校給食等における地場農畜水産物の利用の拡大及び児童・生徒等の農林水産業に関する理解の促進等を目的として設置した、行政、生産・給食関係団体で構成する組織です。
山口県危機管理対策本部	山口県危機管理マニュアルで定める危機に対し、被害拡大の広汎性等に鑑み、的確、迅速に対処するため必要があると認める時に、初動体制の確立のため、知事を本部長として設置されます。
山口県危機管理マニュアル	県民生活の安定、県民の生命、身体、財産等に重大な被害を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある緊急事態が発生した場合、県として速やかに初動体制を確立するとともに、部局横断的な各種対策を迅速に実施することにより、県民の生活安定、生命、身体、財産等の安全を確保することを目的として作成されたマニュアルです。
山口県健康危機管理要綱	県内での食中毒、感染症、飲料水、毒劇物、医薬品その他の原因により県民の生命と健康に重大な被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において、その原因究明のための調査・情報収集、被害の発生予防と拡大防止等についての必要事項が定められています。
山口県食中毒処理対策要綱	食中毒の発生に際し、迅速、的確な調査を実施し、発生原因、発生機序を解明するとともに、被害の拡大及び再発を防止するため、処理の基本方針等が定められています。
山口県食の安心・安全審議会	山口県食の安心・安全推進条例第30条に規定された機関であり、食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議並びに食の安心・安全に関する施策についての建議に関する事務を行います。

用語	解説
山口県食の安心・安全推進条例	科学技術の進歩や国際化の進展に伴い食生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、食品の安全性や信頼性が脅かされる事件が相次いで発生しました。こうした事態に対処し、食の安心・安全に向けた取組の一層の推進を図るため、その基本となる条例を2008（平成20）年12月に制定しました。（2009（平成21）年4月1日施行）
山口県食品衛生監視指導計画	食品衛生法に基づき、各都道府県等が毎年度定める監視指導の実施に関する計画です。食を巡る事案等を踏まえた重点監視項目を設定し、重点的、効率的、かつ効果的に監視指導を実施することにより、安全・安心な食品の生産、製造・加工及び流通の確保を図ることを目的としています。
山口県食品表示監視協議会	食肉等の偽装表示事案の発覚を契機に、食品の表示に対する信頼が大きく損なわれたことを踏まえ、2007（平成19）年、県、中国四国農政局、県警及び下関市等の関係機関が、食品表示に関する疑義事案等について情報を共有し、迅速かつ連携して対応するために設置しました。
山口県食品ロス削減推進協議会	県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で廃棄される売れ残りや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取組を推進するため、2011（平成23）年2月に設置しました。
やまぐち食彩店	県産農林水産物を積極的に利用した「地産・地消料理」を、年間を通じて提供している飲食店、ホテル、旅館等です。
やまぐち食の安心・安全推進協議会	食の安心・安全推進条例に基づき、県、市町、食品関連事業者及び県民が連携して「食の安心・安全県民運動」を展開していくことを目的として、2009（平成21）年9月に設置しました。食の安心・安全に関する意見交換や施策等の普及啓発などに取り組んでいます。
やまぐち食の安心・安全メール	食の安心・安全に関する様々な情報をお届けするメールマガジンです。食に関する豆知識や施策などをお届けする定期配信に加え、食中毒発生情報や食品の自主回収事案など、速やかに提供することが必要な情報を随時配信しています。
やまぐち食べきり協力店（食品ロス取組協力店舗）	食べ残し等により発生する「まだ食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）」の削減の取組を实践する旅館、ホテル、飲食店です。食べきりメニューの表示、お客様への聞き取りや希望量に応じた料理の提供等に取り組んでいます。

ら行

リスクコミュニケーション	食品のリスク要因やそのリスクを低減するため、消費者、生産者・事業者、行政、専門家などがそれぞれの立場から情報や意見を交換し、その過程で相互理解を深め、信頼を構築することを目指す取組です。
--------------	---

山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）

発行 2023（令和5）年3月
編集 山口県環境生活部生活衛生課
所在地 〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL 083-933-2974
FAX 083-933-3079
E-mail a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

【山口県食の安心総合情報ホームページ】
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/39/19455.html>





山口県